

第4回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年8月16日(水) 午前10時～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室B	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・各法令に係る県の行政対応の事実関係等に関する意見交換② (森林法)	

1 開 会 (10時開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

- ・各法令に係る県の行政対応の事実関係等に関する意見交換②(森林法)

3 議事の内容

○内藤総務局長

それではただ今から、第4回逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会を開催いたします。

早速、協議に入りたいと思います。次第の1ですけれども、前回に引き続きまして、検証対象の法令に係る県の行政対応の事実関係等に関する確認事項等について、意見交換をしております。

前回、砂防法とですね、都市計画法について意見交換を行いました。本日は、森林法それから土砂災害防止法、それと土採取等規制条例の3点について、意見交換をしております。

ではまず、森林法から始めたいと思います。進め方は前回と同じで、この資料を基に、まず意見を提出していただいた委員の方から、その趣旨を説明していただいて、それに森林保全課長の方から答えていただくという形で議論を進めてまいります。それでは、意見提出委員から御説明をお願いします。

○清水総務局参事

1番目の土地改変行為の概要の部分で、まず一番上なんですけれども、以前、あの区

域で5条森林がどこか分かるようになった図を見たことがあるので、5条森林に限らずあの辺り一帯の関係性というのを、どこかで一度明示するような形にした方がいいかなと思うので、5条森林もその中の一項目ということで、ここに書きました。

①の2ポツ目のところで、「この林地開発許可違反の区域」とか、「面積」、あとは、「どんなことをやっちゃってしまっていたのか」ということを示すことができれば、それもあつた方がいいと思ったので、書きました。場合によっては、無許可開発前の写真と、無許可開発した後のちょうどいい航空写真のようなものがあつて、対比できれば分かりやすいと思ったので。そこは可能かどうかというところによろと思います。

5ポツ目については、2008年4月に現地を確認に行っているんですが、これには何かきっかけがあつたのでしょうか。

○大川井森林保全課長

一つ目の逢初川源頭部及びその周辺区域における5条森林の区域、あと①から⑦の区域との関係の図示というのは、この委員会の資料で配られてると思いますが、この中に一応書いてありますので、5条森林のラインというのは点線で書いてあつて、その点線の外側が5条森林ということになります。点線の内側はですね、5条森林ではないということになります。

二つ目の5ポツ目、違反確認のきっかけなんですけども、これはD82を見ていただくと源頭部の崩れた方の森林法違反の是正をさせていましたので、その状況を確認しに行った時にD工区を見つけ、それで調査をしたということです。

○清水総務局参事

これは①区域を見に行ったということでしょうか。

○大川井森林保全課長

そうです、①区域を見に行つて見つけたということです。

それから三つ目の面積とか土地改変行為の内容ですが、これはD96に記載がありますが、それから改変行為の内容としては、切り土、盛土、擁壁の設置というものになると思います。先ほど言われた開発前の写真というのは、開発されてから見つけているので改変前はちょっと。空中写真などで改変される前とうまく比較できればいいでしょうけれど。

○清水総務局参事

ちなみに5条森林の線が途中で途切れているんですか、この下の家があるところは、もう森林じゃない感じで、この逢初川の方は5条森林という形になるという感じですか。

○大川井森林保全課長

実際どうなってるかは調べて落とさないと分からないんですが、ほぼそうだろうという推測はします。

○清水総務局参事

次の②の1ポツ目のところですが、林地開発許可申請がいつ行われたのということも分かった方がいいと思ったので、書いたものです。

②の2ポツ目のところですが、これはただ記載の仕方の話で、出来事は前後しない方が見やすいという趣旨で、括弧の中に12年12月の社名変更の関係が書いてあるんですが、これはこれだけで事実関係として1つ本起こしてもいいと思ひまして。なので、「3ポツ目に」と書いてありますが、これは「4ポツ目に」の間違いです。この2010年7月の後に書いてもいいのかなと思ひましたので。

■■■■■が解散したことが工事の中断の理由ということであれば、この解散の事実というのは、中断期間の③の方に入れてもいいのかなと思ひたので、ここも見せ方だけの話なんで、質問ではないです。

○大川井森林保全課長

はい。

○清水総務局参事

これも書きぶりだけの話ですが、④の1ポツ目というか④のところですが、中を見ると工事は再開していないと書いてあるんですが、タイトルが事業再開となっているので、中身と表記にちょっと整合がないかなと思ひたものですから。

○大川井森林保全課長

では、ここまででいいですか。

②の1ポツ目の林地開発許可の申請年月日は「2008年5月30日」で、それはD102番の書面に書いてあります。それからその下の②の共通のところの書き方ですけど、これについては修正を検討したいと思います。

それから、その下の④の1ポツ目、事業再開についてなんですけれども、これ現場で工事は行われていないんですが、地位承継した■■■■■氏と東部農林事務所との間で、計画の見直しに向けた協議が進められていたということで「事業再開」としています。

2012年の12月に社名が■■■■■から■■■■■に変更されていて、それに合わせて使い分けている。■■■■■氏と■■■■■の代表清算人との間で地位承継に関する同意書が締結されております。

○清水総務局参事

工事はしていないけど、計画変更の協議をしていたという事実は書いてある。

○大川井森林保全課長

そうですね。

○清水総務局参事

分かりました。④の1つ目のポツ、二つ目のポツについては、後ろの方で承継の関係で聞いてるところがあって、そこに包含されると思うので、この場ではなしにします。

また書きぶりだけの話ですが、関係者一覧なんですけれども、関係者については、登場順に作成した方が見やすいかと思いました。あと、[REDACTED]のところ、「土採取等規制届出の現場責任者」と書いてありますが、どこの箇所の届出書のことなのか分からなかったの、それが分ればと思いました。また、これは書きぶりとは違うんですが、「④区域の林地開発許可の施工者」と書いてあるけれども「林地開発許可申請の申請者」という意味なのか、それとも「申請者は別の名前で行っているんだけど、本当に工事を行う者として申請書に書かれている者」という意味で捉えればいいのか、ということ。他を見れば分かるのかもしれませんが、ぱっと見で分からなかったの。

○大川井森林保全課長

まず、関係者の登場順に表を作成した方がいいのではということについては、既に当時、難波副知事の方で公表されていた資料と表記を合わせてるんですけども、どっちがいいかなというところで。

○清水総務局参事

確かにこの略称を変えるのは良くないと思うので、略称というかCとかDとかFとかQとかっていうのは、アルファベット順に並べてるとかですよね。

○大川井森林保全課長

元の資料と合っていると思うので、ちょっと検討させてください。

○清水総務局参事

これについては、他のところの並びでも同じことなので、あとで全体の中で。

○大川井森林保全課長

アルファベットとか入れ替えちゃうと、また誤解を生じちゃうんで。

○清水総務局参事

それはやめた方がいいと思うので。

○大川井森林保全課長

はい。それから[REDACTED]の土採取等の届出書がどこについての届出かというのは、これは逢初川源頭部、①区域の話です。あと、[REDACTED]のところに書いてある「④区域の施工者」ですが、許可については[REDACTED]に出しているの、そこから仕事を頼まれてやってる施工者という意味です。

○清水総務局参事

その許可を受けた工事をやる者という感じ。

○大川井森林保全課長

はい。

○内藤総務局長

申請書というのは、このD102のこれのことですか。

○大川井森林保全課長

申請書って許可申請書でしたよね。

○内藤総務局長

■■■■■ということですよ。工事をやるのは■■■■■。

○大川井森林保全課長

そうです。施工者は■■■■■になっている。

○清水総務局参事

分かりました。

○内藤総務局長

それでは、書き方の件については、また御検討していただいて。では、2番。

○清水総務局参事

この2番の部分については、ほぼ書きぶりだけの話ですが、まず1ポツ目のところで、「公益的機能を有する」と書いてあるんですけども、一般の人には「公益的機能」だけだと、ちょっと分りにくいと思うものですから、何かうまく噛み砕いた表現があれば、それを追記した方が分りやすくなると思ったので書きました。

2ポツ目ですけども、「地域森林計画」とか、「形質変更」という言葉が出てくるんですが、やはり言葉だけだと一般の人にはちょっと分りにくいので、地域森林計画ってどんなものなのかということや、形質変更というのは具体的にはどういうことをやることなのか、というようなところを噛み砕いた表現で付け加えた方が分りやすくなると思いました。

3ポツ目が、これはあくまでも一般論ということですが、この審査に当たっての一事業の考え方みたいなものがあつた方が制度概要という意味では分りやすいのかなと。

でも、裁判云々という話では全然なくて、本当に一般的にどう捉えるのかということがあつた方が制度概要という意味では分りやすいと思い、意見として書きました。

○大川井森林保全課長

1ポツ目の公益的機能ですけども、森林には水源涵養機能だとか、土砂流出防備だ

とか、生活環境の保全だとか、いろんな公益的機能がありますので、それをまとめて公益的機能と称していますが、ちょっとこれ説明を加えた方が分かりやすいと思うので、これは修正、追記したいと思います。

それから、2ポツ目の地域森林計画とか形質変更。これも確かに一般の方には馴染みがないので、地域森林計画がですね、これ、先ほどの森林法第5条に定める地域森林計画の対象森林ということになるんですが、これも少し追記します。あと、形質変更も確かに馴染みがないので、土地の改変とか、補完するような文章を付け加えたいと思います。

それから、審査に当たっての一事業の考え方ですが、これって難しいですね、通常一申請一事業という感じだと思いますが。

○清水総務局参事

そうですね、基本的には固まっているのが普通ですよ。

○大川井森林保全課長

そうですね、たまに一申請でも場所が離れてるときもありますけれども。

○清水総務局参事

一般的には真っ当な申請がされると思うので。そうですね、分かりました。

引き続き5ポツ目で、これも書きぶりだけの話で、「許可処分の要因になるものではない」と書かれてるんですが、「〇〇への意見の対応については、許可要件ではないが」のような書きぶりにした方が何か読みやすいと思ったので、意見として書きました。

あと、「必要に応じて事業者に意見への対応を指導している」と書いてあるんですが、「必要に応じて」とはどういう場合なのか」ということが分かった方が分かりやすいと、「〇〇の場合など」のように対応を求める場合の例示を入れた方が分かりやすいと思ったので、意見として書きました。

6ポツ目で「復旧」と書いてあるんですが、復旧として具体的にはどんなことをするのかとか、復旧の手法に種類あれば、どういう場合にはこういう手法を選択して、どういう場合にはこういう手法を選択するみたいな、一般論としてそういう考え方があった方が分かりやすいと、制度の概要という意味で分かりやすくなるとの趣旨で意見として書きました。あとは、制度概要という意味での一般論として、林地開発許可を受けてから林地開発行為が終了するまでの間に、許可を受けた事業に対して、行政として通常行っていること、このように関わっていくというものがあれば、それも記載した方が、「一般的にはこうだけど、今回の場合はどうだった」との観点で比較する時には、分かりやすいかなと思ったので、意見として書きました。以上です。

○大川井森林保全課長

5ポツ目の書きぶりのところですが、確かにここも、「何々へ意見への対応については」とか、「要件ではないが」という感じの方が確かに分かりやすいと思うので、少しこれを

検討したいと思います。

それから、その下も同じく、「必要に応じて」の前に、説明を補記するような形にしたいと思います。それから6ポツ目のところは、「復旧には」のところで、「原形復旧するのか」とか、「林地開発許可審査基準を満たすように」とか、そういうことになると思いますので、そういう形でこれも補記したいと思います。

最後の「事業に対してどのような関わり方をしていくのか」ということですが、何か月というのはなかなか書くのは難しく、現場によってやることも違うし、進捗度合いも違うと思いますので、何か月後とはなかなか記載できないですが、例えば防災工事が完了した場合は、防災完了確認を受けるとか、そういうことを書くことはできるかなと思います。

○内藤総務局長

「申請から検査の流れ」とかそういうことを記載していただくと、例えば、先ほどのD102の文書で、5月30日に申請が出てきて、完了が10月23日となっているんですが、例えば、この5月から10月の間には、何か中間的に検査をしてないんですかね。

○大川井森林保全課長

結局これって、結果として完了に至っていないので。経緯のところどころで出てきたと思うんですが、先ほどお話しした防災工事完了の届出が出てきて、それに対して検査をして確認を行う、ということはやっていたと思います。

○内藤総務局長

今回はそうなんですけど、一般的にどうなのかなと。

○大川井森林保全課長

一般的にはそうですね、申請があって、許可後は事業を始める時は着手届が出てきたりとか、そういう書類の手続きがあって、工事に入って、防災工事を先行してやりなさいという指導を我々はしているので、防災工事が終わったら確認に行つてという形でやって。

○内藤総務局長

(防災工事が)終わったら確認に行つていると。

○大川井森林保全課長

ええ。防災工事も一つの時もありますし、調整池が2つあったりとかということもあるので、終わった都度、確認するのか、まとめやるのかとか、そこは工事の進捗に合わせてという感じになると思います。

○内藤総務局長

分かりました。資料19ページのこれは。

○望月盛土対策課長

先ほどちょっと話をしましたけれど、簡単に言いますと、今回A、B工区から始まって、無許可のC工区、(そして)D工区、E工区の許可、その後の源頭部への土砂の投棄とか、(報道された)流域変更とか、一連につながるような内容だったと思いますが、果たしてどこまでの行政対応を検証する必要があるのかというところで、公文書も不足してるし、熱海市との関係性などちょっと悩ましいところがあって、深掘りしていません。

ちょっとここには書いてませんが、森林法は我々には馴染みがなくて、例えば、盛土でいうと、不法投棄してそれがある面積以上になった段階で初めて、条例とか法令の適用を受けるんですが、森林法の場合、その四つの条件に明確に当たればそうなんだけど、例えば、土砂を投棄した時に、それによる影響が何もないければ、指導ができないとか、指導しないとか、1ヘクタールを超えた段階で伐採云々という指導が入るんですが、それまでは、やたらめっぽう土砂を投棄してもあまり指導していなかった実態があって、森林法があるから大丈夫という訳ではないと思うんですね。今回まさにP盛土のところに土砂が投棄されていて、ただ、当時、東部農林が現場を見に行った時に土砂が多少投棄されているんだけど、「森林には影響がないから」というようなコメントがどこかにあったんですが、本当にそうかどうか。

例えば、土砂、砂防関係というところ、そこは明らかに問題意識を持っていれば、是正指導をするべきじゃないかという判断がでてきたかもしれないし、それぞれの法律によって、当然目的が違うし、解釈は違うし、指導する濃淡が違うというのがあって、これが今回、結構問題かなと気がついたところです。以上です。

○大川井森林保全課長

これについては、確かに森林法上の取り扱いだと1ヘクタール以下で木を伐採して、そこに盛土したとしても林地開発の指導は入らない。改変行為の面積が1ヘクタールを超えていなければそうならないですが、1ヘクタール以下の立木の伐採は、市町に伐採届を出す必要があります。そうだとすると届出だけの事務になってしまい、「すみませんでした」という形になってしまうので、そういうこともあって、盛土条例ができたりとか、盛土対策会議があって情報共有するだとか、そういう流れになってきているのかなと思っています。そこをもう少し書き込んだ方がいいのかというところはあります。

○内藤総務局長

森林法では特例はないということなんですか。

○大川井森林保全課長

そうですね。1ヘクタール以下の場合は、伐採届の義務しかないの、そこで改変されていたとしても、しっかり届出がされてればそれはそれでいいんです。そこで無届出だったということで、これは悪質だとなった時の是正についても、基本的には森林に戻すとか、

植栽するとか、植栽の命令とか、そういったことになってしまいます。

○内藤総務局長

投棄されたものの除去とか、そういう命令はできないんですか。

○大川井森林保全課長

そこまではできないですね。なので、1ヘクタール以下であれば、そこを伐採して駐車場にしちゃうとか、何か造ったとしても特に何も制限はないです。

○望月盛土対策課長

今回、「1ヘクタール」というキーワードが出てくるんですけど、面積は1ヘクタールだけれど、高さ15メートル以上の盛り土をしたとか、50メートルぐらいの盛り土をした訳ですよ。最初15メートルで届出して、50メートルの盛り土をしてしまっている。それって構造的に明らかに違法だし、不安定になっている訳ですが、1ヘクタールを超えてないから、森林法ではさほどの指導ができない。それぞれの構造で見ると、森林法の趣旨に照らして指導するのかによって、だいぶ考え方が、指導の仕方が変わってしまう。そこがちよっと問題なのかもしれないですね。だから極論をいうと、砂防法が適用されていなかったという議論になってしまう。それは違うと思いますけど。

○内藤総務局長

そういうことも書いた方がいいんですかね。制度の概要とか。

○望月盛土対策課長

最後(P26)にちょっと提言的なことを書いてあるんですが、まとめ方の関係で。砂防法とか森林法とかについては、それぞれ法律を重視していて問題なかったと思っているんですが、ただ、一步踏み込んでやるべきところをやっていなかったというところと、もっと踏み込んで言うと、例えば、後で説明しますが、

県では小規模林地開発という条例を作っている。これは0.5ヘクタール以上(の林地開発)は条例を作って(規制していて)、罰則も多分入ってるはず。なので、(本県でも千葉県のような)条例の制定を検討していくとか、そういうまとめ方にしていくと、県も(再発防止に向けて)やっているという格好になるかなと思います。そうじゃないと、「じゃあ頑張ります、今後の監視体制を強化します」と言って、是正されるかというと今までちゃんと監視している訳なので、悪質なものは当然悪質なんで、何か罰則強化しなくてはいけない。ただ、罰則強化できない現実があるので、何かしらの条例を作るとか、そういう検討していくか、そういうようなまとめ方になるんじゃないかと思いますけど。

○杉本砂防課長

今出たように、やはり面積要件があって、森林法は1ヘクタール、土採取等規制条例の場合は2,000平方メートル、1,000立法メートルという形で、自分もこの森林法や土

採取等規制条例の基準は、何を根拠にそうなっているのかというところを疑問に思っていて、森林法の場合は1ヘクタール以下ではあんまりそういう災害が起きてないとか、そんなまとめ方だったと思うんですが、どうして1ヘクタールなのかというところを、どこかに明記した方が分りやすくなのかなと。

○内藤総務局長
そうですね。

○大川井森林保全課長
これは森林法だけじゃなくて、先ほどの土採取等規制条例も含めて。

○内藤総務局長
今現在、ある要件について、その要件の根拠というか、「なぜ1ヘクタールになっているのか」など、各法令についてそういうことを書くことはできますか。理由というか。

○大川井森林保全課長
森林法も統計的に1ヘクタールを超えると、災害のリスクが高まる、災害が発生しやすいという話であって、データを示せと言われると、それって国に聞いてもなかなかないと思うんです。

○杉本砂防課長
何か公文書に載っていたりするものがあればそういうのもいいと思うんですけどね。

○望月盛土対策課長
盛土規制法については、1メートルの盛り土をすると規制かかります。これは、過去の統計で1メートルの盛り土をすると被害があった、というプロット図のようなものがあるんだけど。そういうのを出してしまうと、逆に全部ほかは、15メートルはもうアウトだとかという話にもなるし、適切に転圧していれば15メートルまでOKとか。1メートルでも崩れるところは崩れるんだから。決め事で単純に1ヘクタールとしてるだけで。そもそも、砂防法と森林法では考え方もまるっきり違う。森林法は「開発を促進しつつ、森林保全をする」、砂防法は何ぞやと言うと「規制」である。だから、(森林法と砂防法では目的が)相反する形になる。(森林法では)単純に1ヘクタールという面積要件しか見てないから、1ヘクタールまではどんどん伐採してしまえとか、1ヘクタール以上は基準どおり施工すれば可能な限り開発させようという趣旨なんじゃないかと。法律ごと目的が違うので、それをごっちゃにしてしまって、何で森林法を適用しないんだとか、砂防法を適用しないんだとかになってしまっているが、考え方が違うのではないかと考えています。

○杉本砂防課長
今後の提言の一つに入ってくるのかもしれないですけど、先ほど望月課長が言ったよ

うな1ヘクタール以下でも15メートル以上(の盛り土)という林地開発の基準を超えるようなものに対する取り扱いって、ある意味すごい大事な部分かなと思ったんですけど。

○望月盛土対策課長

だけど、林地開発許可の基準でも15メートル以上(の盛り土)だと「ロックフィルしなさい」とか明確に書いてある。

○杉本砂防課長

でもそれは1ヘクタールを超えた場合の話じゃないですか。5条森林の中で1ヘクタール以下の開発であれば、15メートル以上のものであったても別にやっていいんですよ、今の話だと。ただ、土採取等規制条例など他の法令が関わってくるから、そちらで適正に管理すればいいという言い方もあると思うんですけど。

○望月盛土対策課長

そもそも、盛り土しちやいけないんじゃないですかね。1ヘクタール未満でも。木を伐採するだけっていうことじゃないですか。

○大川井森林保全課長

多分15メートルを超えるような盛り土というのは想定されていないんじゃないかと思う部分もあるので。というのは、やはり他法令の土採取等規制条例による規制、森林法は森林法の中で、他法令は他法令の根拠でという、そういう関係もあるのかとは思いますが。

○望月盛土対策課長

そこは、森林区域、5条森林は農林だから、そこには土採取等規制条例や砂防法は手が出せないという言い方になってしまっているんで、どんどん広がってしまっている。

だからそこに、いろんな法律を重複適用するようになっておけばいいですよ。そうするとお互いに見合っちゃうというというのはあるかもしれないですが。

○杉本砂防課長

砂防法の場合、先日の会議で皆さんの議論があったと思うんですが、他法令(の規制)がかかっているエリアは、その法令で適正に管理すればよいという言い方をしてるじゃないですか。だけど、その法令で適正に指導できていなかったから、今回のようなことが起こってしまった。だから砂防法をかければよかったのではないのかって。要するに、かみ合わない議論をしてる部分がある。まさしく森林法もそうなんだけど、他法令任せにしていることについて、本当にそれで良かったのかというところがね、確かに反省点の一つとしてあるのかなと思っている。

かといって、法令が関わってなければ、砂防も口出せない。口出すために指定すればいいのではという議論になってくるのかもしれないですが、そこについては、言っている自分自身もどう整理すればいいのかというところがあるんです。

○望月盛土対策課長

今回の問題点は、他法令任せということもあるけど、(面積要件が)これ以上になれば、自分のテリトリーから県になるとか、市になるとかそういうことがあって、その(要件の)数値の前後で大分変わってくるので、それが問題だと思うんだよね。いかにお互い協力し合うかということだと。ただ、やはり、責任問題がでてくるので難しいところがあるけど。

○内藤総務局長

そこを協力できるようにするにはどうしたらいいか。制度をどうすればいいのかとか、そういう提案ができたらいいいと思うんですけど。そこはまた、だんだん詰めていきたいと思えます。

○杉本砂防課長

森林法だと伐採届が出てくるので、伐採届は木を切るだけの話で、そこで盛り土をするということになってくると、土採取等規制条例になってくる。その時に、その情報が両方とも、森林法担当にも市にも同じ情報がちゃんと入って、互いに情報共有しながら、相手に対して指導していくという体制がしっかりできていけば良かったと思うんですけど。

○望月盛土対策課長

後半(2012年以降)になってくると、廃棄物担当(東部健康福祉センター)が毎週のように現場を見に行っています。(その復命に添付されている)写真見ると、(盛り土については)こんな施工じゃ駄目だろうと思うものばかりだった。ただし、廃棄物担当は、①区域や⑥区域に新たに廃棄物が搬入されていないかとかの視点でしか(現場を)見ていない訳です。土木職は、「これって施工の仕方がまずいよね」という視点になる。だから、お互いにこの情報が伝わってないというか、それぞれの法律ごとに見るしかないの、それはしょうがないといえましょうがないかもしれないけれど、横(水平)に情報が共有されていけば、防げたのかもしれない。

○杉本砂防課長

全部の法律を所管する上になる人がいけばよかったのかもしれない。

○望月盛土対策課長

それは無理だと。逆に(職種間の)人事交流みたいなことをして、砂防法も分かる、森林法も分かる、廃棄物処理法も分かるとか、そういう人がいれば多少でも防ぐことができたのかもしれない。

○内藤総務局長

例えば廃棄物部門にはどういう職種の人がいるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物部門では、基本、審査するのは事務屋で、現場で指導するのも事務屋です。これにプラスして、(相手に)暴力団関係もいる可能性が十分あるので、廃棄物リサイクル課には警察からの派遣職員が3人います。発足当時は1人だったんですが、1人、2人と増えていって今は3人です。

○内藤総務局長

県全体で3人ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物リサイクル課で3人。あと東部健康福祉センターに警察OBが2人います。

○内藤総務局長

土木職の方はいないですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

施設の許認可の関係で、廃棄物リサイクル課に土木職が1人います。

○杉本砂防課長

土木にも、一般土木的な土木と、農業土木とかいろいろあるんです。だから、今言ってるのは、どの土木とか、土木といってもおかしいけど、通常の技術者、技師であれば、(現場を)パッと見れば、「これおかしいな」というのはなんとなく分かるんですよ。ちょっと通常じゃないやり方してるなというの。必ずしも交通基盤部で所管する土木職じゃなければいけないという訳ではないということなんです。技術者であれば。

○片山廃棄物リサイクル課長

よく施設を造る時に見るのは、やはり指針として参考にしているのは、土工事と言って、擁壁を作るとか、安定勾配とか、そういうのはやはり土木の基準で見るところが多いですから。

○内藤総務局長

そうすると、廃棄物課にも土木職が1人くらいいてもいいのではという提案もあり得るという感じですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

それから、あとはやはり廃棄物関係だと変な有害物質が出てないかっていうところで、薬剤師が何人かいます。

○内藤総務局長

薬剤師もいるんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

います。他県だと環境関係職種が採用されているんですけど、本県には(その職種は)いないので薬剤師がやっています。

○内藤総務局長

次にいきます。

○福田土地対策課長

(本件に係る)森林法の(行政対応の場合、行政処分に至っていませんが、都市計画法の場合だと無許可開発には厳しく行政処分をします。おそらく、法律ごとの趣旨があるので、どうなのかなというところなんです。後ろの項目のところ、「なぜ指導にとどめたんだろう」という質問もしてると思うんですが、無許可開発事業者に対する指導、行政処分の一般的な手続きって、どういうものなのかなというところを伺えたらと。

○大川井森林保全課長

基本的に指導の順序というのは、どの法令でもそんなに変わらないと思ってんですけど。行政指導に入って、それをどう是正させるかだとか、すぐ是正してくれるのかということもありますが、まずは、行政指導を繰り返します。そこでもう是正するという話になれば、うち(森林)の場合は、次(行政処分)にはいかないんですけども、そこで是正がされる訳ですから。ただそこで、まだ是正してくれないとか、言うことを聞かないなど、是正されない現状が生じた場合には、弁明の機会を付与して、その後、中止命令を出して、復旧命令を出すと、中止命令と復旧命令を同時に行う場合もありますけれども、そこで監督処分を行うという形になると思います。命令にも従わないということになってくると、告発を考えると、そういう順序になってくると思います。

○福田土地対策課長

後ろの方でもう少し細かい質問を書いた覚えがあるので、今はこれでいいです。

○内藤総務局長

いいですかね。

○内藤総務局長

3番のところに入ります。6ページの7行目で、2008年8月5日に県東部農林事務所が防災工事の完了確認を行い、沈砂池の寸法不足のため是正を指示したというD

111 文書、復命書がありまして防災工事完了確認したという内容です。

現地の状況というところの真ん中辺りで、竣工図に基づき現地調査した結果、沈砂池が図面通り施工されてない箇所があったと、水路については問題なしとあります。

しかし、(復命書に添付されている)写真を見ると、次ページにこの水路の写真が出てくるんですけど、水路っていうのは(写真の)右下にあるが水路ですか。右のページの下。これは「問題なし」と書いてあるんですが、とてもそう思えないんですけど。ちょっと私は素人なのであれなんですけど、これは(写真の水路は)問題ないんでしょうかということと、沈砂池についても「寸法不足だから指導した」ということが書かれてるけれども、寸法以前の問題として、そもそもこれが沈砂池かっていうことです。こんな土がむき出しになったような池で、しかも土砂ですぐ埋まってしまい終わりじゃないかというふうに見えるんですけど。沈砂池というのは、普通は土が落ちて溜まると、この土をどこかへ排出するような設備になっていなければ、埋まって終わってしまうような気がするんですけど、これは(沈砂池として)どうなのか。ちょっと業者への指導が甘いということがあると思うんですけど、こういうものなのでしょうか。

○大川井森林保全課長

まず1ポツ目の水路の話ですが、先ほど言われた施工途中の写真の4枚目というか、この写真だと思われますけれども、当時の状況がどうだったのかというのはちょっと写真だとよく分からないですが、確かに現場は整理整頓されてなくて、工事現場としては、結構荒い工事というか、荒さが目立つなという感じがします。ただ、一般的に許可した寸法があればよくて、土砂が流れ出した時に、そこに入るような形になってればいいと思います。特にこれは工事施工中の仮設の沈砂池ですので、土で作ってるっていう状況っていうのは、ある話というか。

○内藤総務局長

あくまでも施工中に役立てばいいから、そんなにしっかりしたもの造らなくても、ちゃんと土砂が流出しないとか、止まればいいということですか。

○大川井森林保全課長

そうです。ただ、写真でしか確認できないので、当時どうだったかというのはちょっとはっきりとは言えないですけども。あと、沈砂池についてなんですけど、流出してきた土砂を受ける仮の土砂溜めになるんです。確かにこの工事は荒いので、これでいいのかなと思われる部分はあると思うんですけど、仮設なので、これ他の開発地の仮設の沈砂池ですけど、これも土砂で、ただ周りが安定勾配に切っただけですので、熱海の場合はブルーシートを張って丸太で塞いであるような工事をやってますけれども、これも所定の容量があればいいと思います。

こういう沈砂池で、土砂が沈降するとは考えられないという話については、一応、沈降深度は1メートルとることになっているので、許可申請書に仮設沈砂池の設計図が二つほどついていると思うんですけど、沈砂池の高さが1.3とか書いてありますので、1メートル

は確保されているのかなと思います。で、その大きさというのは、改変された面積からどの程度土砂が出てくるかという想定をしながら計算で求めるような形になっています。基準により算出して大きさを決めていると思います。また、沈砂池の大きさというのは、どのくらい(土砂が)流れてきて、年に何回浚渫するとか、浚渫の計画も合わせて立てるので、それで申請上は一応OKになっているということだと思います。ただ、この時は、計画容量を満たしていないと書いてあるので、これでOKにはなっていないくて、やり直しを命じられているということです。

○内藤総務局長

結局、これ最後まで完了しなかったんですね。

○大川井森林保全課長

完了していません。

○内藤総務局長

なるほど。ただ、この水路というのはどうしても水路に見えなくてですね。

○大川井森林保全課長

ちょっとそうですね。

○内藤総務局長

これで「問題なし」というのがよく分からなかったです。分かりましたというか、はい。

○杉本砂防課長

今の話でちょっと教えてもらいたいんですけど、これ仮の防災施設だと思うんですが、これはもう最初の申請の時に仮の防災施設はこういうのを作りますというのは、出てきてるってということですか。

○大川井森林保全課長

出てきています。

○杉本砂防課長

じゃあ、沈砂池をどこに作るかというのも出てるとということですか。

○大川井森林保全課長

そうですね。D102の申請書の中に仮設沈砂池の構造図と計算があります。

○杉本砂防課長

なるほど。ちょっと沈砂池に本当に水が入るのかなと思ったので。

○望月盛土対策課長

これだとちょっと(位置が)高いような感じだよね。

○大川井森林保全課長

一番最後の方に、書類を見ていくと出てくるんですが、うまく流入するようになっていないのでしっかり作りなさいよってというような、是正の際に出てくるので。

○杉本砂防課長

結構高いところに作っているようにも見える感じだよね。

○内藤総務局長

一番下って感じがしないにはしないですよ。

○杉本砂防課長

さっき言ったように、平面図にちゃんと位置を落として、その位置と同じ所に作ってくれてあるのかなあと。

○内藤総務局長

そこも聞こうと思ったんですけど、沈砂池の設計図みたいのはあるんですけど、沈砂池をどこに作るかっていうのは、どこかで確認できるんでしょうか。

○大川井森林保全課長

すごい見にくいんですけど、申請書の中に位置が示してあったと思います。

○内藤総務局長

ちょっとそこが確認できなかったものですから。

○望月盛土対策課長

D102の1/3ぐらい。図面がずらっとあって。

○杉本砂防課長

やはりこの図面だよね。

○大川井森林保全課長

沈砂池の計算の前に、二つ沈砂池が書いてあって。

○片山廃棄物リサイクル課長

沈砂池っていうのがだんだん後ろになると出てくるんだよね。排水施設の設計とかを7、8枚めくると。

○大川井森林保全課長

そこともう一つ端に行っちゃってるので見にくいんですけど、ここに。

○内藤総務局長

なるほど。2 か所あるんですね。

○大川井森林保全課長

2 か所ですね。

○清水総務局参事

正方形っぽいのと、細長いのが二つ。

○内藤総務局長

ただ、これは場所的にもあんまりよくなかったということで、そういう指導をされたと。

○大川井森林保全課長

そうです。沈砂池なので、しっかり水や土砂が流入する形に施工されていなければ意味がないので、沈砂池が改変したところよりも高いところにあったら水は入らないので。

○清水総務局参事

図面上は位置的にはOKだけど、実際にそれを現場で施工した状態がよろしくなかったと。

○大川井森林保全課長

よくなかったかもしれないですね。最後にそういう指導をしていますので、この写真だけだとよく分からないんですけど。

○内藤総務局長

もう結局は完成しないまま終わっちゃってるので、あれですよ。

○大川井森林保全課長

そうですね、作ったんですが、完了の確認までには至っていない。

○望月盛土対策課長

仮設なのでそんなに影響はないと思っているんだけど、最終的にこれができたあかつきには排水をどこかに流すんですね。その排出先ってというのが逢初川なのか鳴沢川なのか。これは多分鳴沢川に持ってきて、鳴沢川は断面が確保されているから問題ないよという計算書になっているんだけど。

○杉本砂防課長

調整池はいらんってということね。

○望月盛土対策課長

いらぬ。確かにそれを聞けばそうなのかなと思うんだけど、そこ(鳴沢川)まで行くための排水路として既存の排水路をそのまま使うわけだ。その断面が大きいと駄目なんだけど、そこまで検討していない。当然、今まではA、B工区までしか造らないという計画で、A、B工区のための側溝を作ってるわけですよ。それが今回C工区とかE工区とかD工区までできた。そこから流入する水が当然、A、B工区の側溝に入っていくわけですよ。それでA、B工区の側溝を改修してきたかという改修していない。なので、もしかしたらC工区の崩壊したところのL形の排水路、そこから漏れてるんじゃないかと言われる。

○大川井森林保全課長

ただ、D工区に関しては、水路の話をするちょっとカラフルな図面で、この計画ではどこまで水路をやることになっているのかという、この道の横断排水溝を造って、ここに水路を造っています。それがどこに行くかという、⑤の宅地造成の区域の水路という形になっていて、元々、逢初川の方に流す計画ではなくて、鳴沢川の方に流す計画になっているということです。

○望月盛土対策課長

その側溝はできてないんですね。

○大川井森林保全課長

横断排水溝はできているんですが、この先ができてない。

○杉本砂防課長

ちゃんとつながってないということです。垂れ流し状態になっている。

○大川井森林保全課長

垂れ流し状態、そう、そこまでです。

○杉本砂防課長

ここまではできているんですか。

○大川井森林保全課長

いやできてない。その道路のところまでしかできていない。

○杉本砂防課長

なるほど。少なくともD工区ですよ。

○大川井森林保全課長

D工区です。(カラフルな図面上)緑で塗ってあるところが水路ができたところで、塗っていないところがまだできてないんです。

○内藤総務局長

できてないということは水はどうなるんですか。

○大川井森林保全課長

現状ですが、横断排水溝というか、道路を横断してるところがあるじゃないですか。多分ここが一番低くなっていて、C工区とかE工区側に出る道路の勾配も横断排水溝のところに向かって下り勾配なんです。D工区の宅地の方からこの横断排水溝のところを下り勾配になっていて、ここが一番低い、このあたりが低くなっている状態。そこから先の水路ができてないので、この開発地全体が別に舗装されている訳ではないので、全体的に浸透していると思います。ここも浸透しているという状況。

○杉本砂防課長

ちなみにこの道路というのは、先ほどいただいたこの図面でいうと、D工区につながっていく道路があるじゃないですか。その道路の先端に横断排水溝があるんですか。

○大川井森林保全課長

そうです。先端よりも、もう少し下だと思いますね。カーブしてるあたりだと思います。

○内藤総務局長

次は、D125の「[REDACTED]について」という文書。これは熱海市の方と電話した記録なんですけど、熱海市の方から[REDACTED]の動向をいろいろと報告されて、それに対して東部農林の治山課の方が現地を監視、コンクリートがら等を廃棄する動きがあれば、直ちに東部健康福祉センターへ通報するようにと指導していると。このことについては、その後どうなったかっていう記録が出てこないんですけど、特にそういう動きはなかったっていいんですか。

○大川井森林保全課長

D125というのは、今言われている[REDACTED]というところから、下の方に「[REDACTED]のD工区について」と書いてある上のところまでは、D工区の話じゃないかもしれない。源頭部の方とかD工区とか見られてたんで、表題の「[REDACTED]について」って書いてあるんですけど、「[REDACTED]のD工区について」という一文が多分D工区の話。

○内藤総務局長

じゃあコンクリートがらというのは、源頭部の方の話ですか。

○大川井森林保全課長

⑥区域のところだと思いますけど。

○内藤総務局長

そっちは、廃棄物の方で対応している。

○片山廃棄物リサイクル課長

そう。(廃棄物が)増えたり減ったりしているような、減ればいいですけど増えているようなことがあれば健康福祉センターにということですかね、これ。

○内藤総務局長

そこはしっかり対応はされてるということですね。次ですけど、文書のD132。これも、全然本題と関係ないと思うんですが、「行政対応としてどうか」という意味で聞いたかったんですけど、「熱海市の伊豆山における[REDACTED]によるヘリポート建設計画」という文書ですね。この熱海市との打ち合わせ記録なんですけれど、一番下の方で、東部農林が「実質同会社であることはこちらも承知しているが、会社の登記を見ると役員等も含めて重なる人物は一人としておらず、別会社と扱わざるを得ない。そうなるとD工区との一体性等を問うのは困難だ」というようにしてますけれども。確かにそうなのかもしれないんですが、こういう対応だと、結局、悪意のある人がやったことを全く止められないのではないのかなという感じがしまして、実質同会社であることは承知しているにもかかわらず、こういうふうになってしまうのは、対応が緩いんじゃないのかと思ったものですから。そういうのはもうちょっと、何か調査するとか、できないのかなと思ったんですけど。

○大川井森林保全課長

一体性の判断ってなかなか難しく、これは「ヘリポートを作りたい」という計画上の話をしているんですけど、この時も「登記簿を見ると」と言ってるので、登記簿を確認していると思うんです。例えば、片方の代表者がもう片方の会社の役員に入っているだとか、何かそういう会社上のつながりとかが見られるのであれば、一体性があるという形で法的にも言えると思うんですが。これについては、登記簿まで確認しているので、なかなかそこは言えなかったのかなと思います。

○内藤総務局長

多分悪い人というのは、そういうボロが出ないようにやるんですよ、きっとね。

○大川井森林保全課長

それをどう証明してどう指導するのか。多分、感覚というか、裁判になった時とか、指導して、命令をかけて訴えられた時に、法的にしっかり説明できるかどうか。あと、実態としてしっかり捕まえる(捉える)ことができればいいと思うんですけど。それがないと訴訟

で勝つ見込みというのは、なかなか難しいかなとは思いますが。

○内藤総務局長

元々、法律の趣旨として、1ヘクタール以上の大きな開発をやると災害が起こるおそれがあるから、そういう規制をかけてるんですよ。そうだとすると、同一人物じゃないとしてもそのエリアで、例えば2ヘクタールも3ヘクタールも開発がどんどんされたけど、それぞれバラバラで別々の人だから認めざるを得ないとなってしまうと、そもそもその法律の趣旨が、実現できないというか、法が求めている規制を実現できないことになってしまうのかなど。それは法律がそうなってるので、法改正でもしないと無理なのかもしれないですけど。既に開発されてるところに、更なる開発をとる場合には、もう一段厳しい規制をかけるようなことがあってもいいのかなと思いましたが。

○清水総務局参事

関連して、自分もD130について、直接のつながりはしないかもしれないけれども、提供された資料とか見ていくと、■■■■の代理人が■■■■の役員を務めていたりとか、■■■■が開発地の所有者であったりとか、その所有地の開発事業者に対して、■■■■が融資しているような実態があったように見えるので、そういう事実を組み合わせると、これはヘリポートの関係ですけども、同一性があるという判断をすることも可能性としてはあったのかなど、資料だけ見るとそういうふうに見えたりとかして。あとは、当時やられたかどうか分からないんですが、少なくとも、いろいろとハードルは高いけど、どういう事実を捕まえば「一体性あり」という判断をする材料になるのかということについて、法律相談等を行ったりする余地があったのかなど。実際やられているかもしれないので、何とも言えないところではあるんですが、自分も以前、太陽光発電の関係で、やはりそれも「一体性があるのか」ということがあったものですから法律相談を行って、「どういう事実があれば一体性ありと判断しても大丈夫か」というようなことを確認した上で、事業者に当たったりとかしたものですから。今後に向けてということもあるんですけども、そういう対応というのも考えてもいいのかなと思いました。

○大川井森林保全課長

■■■■と■■■■が実質同会社というのは、市がこのD130のところで、一体性をもった発言をしているんですけど、D132で「登記簿を確認した結果をもって一体と判断できない」と伝えているので、確認すべきことはしてるのかなと思えますけれども。今、清水さんが言われたような話があるので、この時やったのかどうか分からないですけど、その時に「こういう実態なんだけど」ということで法律相談してみるとかやってみてもよかったのかなとは思いますが。

○望月盛土対策課長

一体性の話ってポイントだと思っていて、元々A工区、B工区を開発して、その時に悪質だった■■■■がC工区を開発している。その開発許可を出すにあたって、一体性の判断をして「許可を出さないようにしよう」と、その時に本当に県庁の方でいろいろ四苦八苦していたんです。「(許可は)絶対出さない」という方向になっていたんですが、結果的に是正命令が解除された。その時に、会社の信頼性とか、一体性とかという議論をしていて、結構難しい話だと思っているんだけど、そこをもう少し、本当は基準みたいなものを明確にしておかないと、また同じような話になるのかなと。おそらく今回は、それがC工区の話になるのかなと思うんですけど。国から色々な通達とかが出てきている中で、一体性の判断をどうしようかと。ただ、国の指針というのはある程度広いと思うんです。どうにでも解釈できるような。それをいかに踏み込んで、会社からの(許可)申請を受理しないようにしようという。元々、当時はこうなるとは思っていなかったもので、向こうから(許可)申請が上がってきて、許可を出すという方向になってしまったのかなと思うんですけども。そういうもについて、誰でもある程度判断できる基準を明確にしておかないと、同じような話になってしまう可能性があるのかなと。例えば、登記簿を見れば、ある程度上下関係とかが分かるけれども、この当時、そのやり方、手口を知ったので。当時、「A、B工区の開発行為の許可を受けた事業者に対し、(措置命令等を受けたこと等から、信用、工事施工能力がないため、)今後、貴社には許可を出すことはできない」と伝えた時に、「資力、信用、工事施工能力がある第三者であれば開発行為の許可ができない訳ではない」ことを答えたので、彼らは、そのやり方を知ってしまったんです。そういうことが分れば当然、会社の名前を変えて、同一名義人がいないようしようとか、そういうふうになったと思うけど。それ(法人登記簿で確認する方法)以外にも何かやり方があるのではないかと。出資金とかそこら辺までもっていくとか、そういうことをやれば一体性が判断できるんじゃないかと。

○片山廃棄物リサイクル課長

森林法の中で事業者には罰則付きで報告を求めるような条文とかがあってあたりしなないですか。廃掃法だと「報告しろ」という規定がある。

○大川井森林保全課長

廃掃法の18条の話ですか。森林法全体として、違反に対する罰則、3年、300万円だったか、あるんですが、「何かを報告せよ」と言って、その違反に対するものに特化したものはないです。

○片山廃棄物リサイクル課長

(森林関係では)「報告しろ」と(相手方に)言っても、それは単なる質問という形で、その質問に答えないからとか、嘘を言ったから罰せられるということはないですか。

○大川井森林保全課長
ないですね。

○杉本砂防課長
今回の検証作業では、「一体性の判断」というのは議論になるんですけど。

○内藤総務局長
④区域の話なので、望月さんが言ったように「一体性の判断をどうやるという基準を作っていこう」という方向性出すのは悪くないと思いますけど。

○杉本砂防課長
さっきも出たけど、要するに 0.99 ヘクタールを乱発していけば、手続き上は問題ないけど、そのエリアというか、面積というか、そこで考えた時には、当然ながら 1 ヘクタールを超える開発が行われているということが考えられるのではないかと。それが「一体性をどう考えるか」というところだと思うので、そこを抜け道にして、普通だったら 0.99 ヘクタールという申請なんて、ある意味 1 ヘクタールを切った(切るようにした)ことには、明確に相手の意図が分かるような申請じゃないですか。だから、それについての今の基準というか、法律上の考え方で言うと問題ないのかもしれないけれど、やはり「同じエリアの中でそういうことが乱発される状況に対してどう考えていくのか」というところは、一つの課題としてあるのかなど。

○内藤総務局長
ええ。そう思いますね。そこがポイントの一つだと思っていて、それをどう防げるのかとか、何か手立てがあるのかということを経後の方向のところを出していければと思うんですけど。ちょっと難しいのかもしれないですけど。

○大川井森林保全課長
「一体性」って難しく、登記簿を調べたりとか、会社と会社の関連を調べたりとかするんですが、なかなか、相手も相手なので。

○内藤総務局長
もう悪意を持ってやっていますから。

○大川井森林保全課長
そう。難しいんです。

○杉本砂防課長
他県の事例とかって何かあるんですか。他県ではこのように一体性を(判断しているとか)。

○大川井森林保全課長

ケースバイケースなので、一つの基準に多分あまりはまらないと思うんです。なので、僕らも一体性の事例集のような「こんな調査をやりました」のような感じでまとめたりはしたんですが、それを基準にしようというとなかなか難しいと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

森林法で「許可する、許可しない」との判断の権限は誰になっていますか。

○大川井森林保全課長

法律の中で、「知事」となっています。

○片山廃棄物リサイクル課長

「知事は」となってるんですよね。県の裁量というところですよ。

○大川井森林保全課長

そうです。あと、静岡市とか浜松市とかには権限移譲はしてますけど。

○杉本砂防課長

太陽光発電の関係でも、静岡市の奥であったんですけど、明らかに0.99ヘクタールとか、0.92とか0.95とか、本当に1ヘクタール以下を狙って申請を上げてきているというのが見えてくるとなると、ちょっとなんか。

○内藤総務局長

何か手立てを考えたいところなんですけど。この報告でどこまで言えるのか分かりませんが、大きなポイントだと思います。

次に行きますが、8ページの下から10行目、東部農林が現地確認を実施して、結局、工事の進捗がない。これについてのD198の「XXXXXXXXXXによる開発行為地の現地調査」という文書ですけど、この中で「今後も定期的に現地調査を実施する」と一番下に手書きで書いてあるんですけど、ただその後、全く対応がなくなってる感じがするんですけど、ちょっと文書で確認できなくて。どういう調査を実施したのか、調査していないとすると、しないようになった経過が分からないので、そこを聞きたいということなんですけど。

○大川井森林保全課長

当時どう考えてとか、多分、この後の記録がないと思うんですが、②のXXXXXXXXXXのところはD工区なんです。ここを読むと、工事の進捗がない、土木工事が動いていなくて、切り土面、盛り土面から土砂が下流に流出している形跡がなくて、徐々に自然緑化が進行しているという現地の状況だったので、あまり緊急性が感じられないという状況であったのかなということは推察されるんですけども。そういうこともあって、「その後対応し

ていく」という意識がだんだん薄れていってしまったのではないかと思われますが、そこについては記録がその後もないので。

○内藤総務局長

どちらかという現地調査を実施するというのは、①とか③の話ということなんですか。③は全然関係ないということですか。

○大川井森林保全課長

そうですね。③は、伊豆山じゃないというか、多賀駅の方なんです。

○内藤総務局長

■■■■のところについては、要は安全だから、動きもない。

○大川井森林保全課長

安全と言い切れるかは分りませんが、動きもないし、緑化も進んでいたもので、そういう判断をされたと思われるとしか今の時点では言えないですが。

○内藤総務局長

この人たち(D198に名前のある職員)に確認してももう覚えてないかな。

○大川井森林保全課長

多分、同じような感覚ではないかと思われそうですけれども。

○内藤総務局長

分かりました。じゃあ次お願いします。

○清水総務局参事

まず、D82の1ポツ目で、東農治第99号により「復旧を指導している」となっていて、これはおそらく①区域の無許可開発の場所だと思うんですが、自分が位置関係を分かっていないので、この①区域のどこが森林法の無許可化開発の区域だったのかということの方が分かるようなものがあれば、教えていただけたらと。この関係については、総じて位置関係がよく分からないというのが私の正直なところなんです。なので、それぞれの位置関係が分かるものを最終的には作らなくてはいけないと思うんですが、パッと見た時に、「それぞれの法律が関わってた場所がどこか」ということが分かるものがあるといいなという思いもあり、書いたところです。

2ポツ目は、このD82の「2 宅地造成(別図D、E工区)」と書いてあるところを見ていくと、その2ポツ目の括弧の中に、5条森林区域:E工区 1.1ヘクタールと書いてあるので。E工区は、5条森林にかかっていないというイメージを持っていたんですが、ここに1.1ヘクタールと書いてあったので、「当時の手続きとしてどうだったのか」ということが気にな

って書いたものです。

3ポツ目も1ポツ目と同じですが、(D82には)図面と写真があるんですが、どうも位置関係が分からないので分かるようになればいいなという思いから書いたものです。この名刺(のコピー)の後ろ次ページの地形図に赤い線とか、黄色い線で印がされているので、おそらく「ここ」ということなんだとは思いますが、多分この写真とかは、①地区かなと思いつつ、(実際は)どこの写真なのかというのはよく分からないので、何かうまい方法があればという思いから、森林に限った話ではないんですが書いたところです。

○大川井森林保全課長

1点目の①区域の森林法で是正させたエリアについては、別で図面があるのでそれは分ります。D82の5条森林区域が1.1ヘクタールとか書いてあるという話については、この時はまだ(④区域D工区の林地開発許可違反を)見つけたばかりで、しっかり図面とかが精査されていない。なので、一番過去の文書が正しいと思って見ていくと、だんだん区域が確定されていっているの、区域については、後ろ(の文書)から見た方がいいんじゃないかと思います。この時はまだ確定されてなくて、D96あたりにいくと、森林法の区域だとかそういうものが出ていたんで。結局最後は、E工区のところはD82だと完全に森林の中に改変区域が入っているように見えるんですが、最後、精査していくと、E工区は森林区域ではないというまとめになっているので。

結局最後は、ほぼこの形になってるはずなので。多少、E工区と5条森林のラインが一致してないところはあるんですが、この事業の中では、E工区は5条森林ではないという整理になってます。

○片山廃棄物リサイクル課長

E工区は5条森林ではないんですか。点線では入ってるけど。

○大川井森林保全課長

(5条森林では)ないです。一致してないんですよ。

○清水総務局参事

(E工区には5条森林が)若干かかっているっていう感じなんですかね。

○内藤総務局長

端っこのところだけ5条森林。

○望月盛土対策課長

C工区は林地開発許可をとってるんですか。

○大川井森林保全課長

とってないです。C工区も5条森林外です。

○清水総務局参事

E工区も5条森林が若干かかっているけど、面積的には小さいという感じですか。

○大川井森林保全課長

そうですね。なかなかその改変区域と5条森林の区域を揃えるのは。

○片山廃棄物リサイクル課長

これまでホームページで公にしているものも、こういう感じになっているんですね。

○大川井森林保全課長

そういう感じになってるんです。

○内藤総務局長

いいですか。では、次の下の下。

○清水総務局参事

D83 についての記載は「なし」にしてください。

○内藤総務局長

ここで切りますか。19 ページまで終わったということで、ここで休憩したいと思います。
再開は1時15分をお願いします。

(休 憩)

○内藤総務局長

はい、それでは会議を再開します。資料 20 ページから引き続きお願いします。

○清水総務局参事

引き続きよろしくをお願いします。まずD84 ですが、これも自分が見方が分からないところがあるんですが、このD84 に添付された図面で、黄色で塗りつぶされた区域というのは、何の区域でしたでしょうか。

○大川井森林保全課長

多分ですね、この時考えていた森林の改変区域を示していると思うんです。

○清水総務局参事

若干、E 区域も入っているという感じ。

○大川井森林保全課長

そう。E 区域も入る形になっている。最後確定した時はまた変わってしまうと思うんですけど。

○清水総務局参事

下の方の黄色が減るということですよ。分かりました。あと、2ポツ目は整理ペーパーの記載についてですが、この公文書に「河川改修されており、直接放流を認めている」とか、「緑地を30%確保している」とか書いてあって、それが事実として整理ペーパーに記載されているんですけども、事実は事実でいじらない方がいいのは当然なんですけど、この記載だけだと意味が分からない所があるので、どこかに補記のような形で「これはこういう意味」というようなものがあれば分かりやすいかなということで書いたものです。

○内藤総務局長

清水さん、それはどこの部分ですか。

○大川井森林保全課長

市が発言したものです。

○清水総務局参事

資料の21ページの2008年4月16日の記述で、市が言っていることで、2ポツ目と3ポツ目ですか。

○内藤総務局長

この流域は河川改修されており直接放流を認めている。従って調整池はないということ。

○清水総務局参事

公文書に書かれてる事実なので、これはこの通りでいいんですが、ただぱっと見、意味が分からないので。

○大川井森林保全課長

そうですね。意味としては、河川改修されてるので、そのまま、調整池なくてそのまま流しても。

○清水総務局参事

河川の流量が確保されているという。

○大川井森林保全課長

そう。河川の流量が確保されているので。括弧書きでそういうのを入れますか。

○清水総務局参事

一旦どこかにためなくて、直接流れても大丈夫な河川の幅があるので、そのままやっ
て(流して)もいいよということになっている。

○大川井森林保全課長

その風致の方は、多分風致の緑地の基準を確保してますよってという意味だと思います
けどね。

○内藤総務局長

風致地区条例の基準があるんですね。

○大川井森林保全課長

はい。

○杉本砂防課長

これね、直接放流認めてるってね、川の計画断面っていうか、何年確率とかって。

○望月盛土対策課長

30年に1度の確率。これさっきも言ったけど、その排水路から本線っていうか、これ確か
下流の流下能力が十分あるならばという。ただ、放流先までの管が狭いから、この理論
はおかしい。熱海市の言い方としては、下流の流下能力があるから検討しないと書いて
あるけど、そもそもそこへ接続する側溝が狭いから。

○大川井森林保全課長

でも、そういうことですね。途中の水路のことは言ってないですよ。

○望月盛土対策課長

こういうの見て、記者の方に「おかしくないですか」との疑問を持たれることになる。

○清水総務局参事

(⑤区域)の都計法の許可をする時に、「おかしかったんじゃないか」ということになる。

○望月盛土対策課長

決しておかしくはないんだけど、放流先のずっと上流側で開発するわけですよ。そこま
でを側溝でつなぐんで、そこ(側溝)の断面が。

○杉本砂防課長

開発の場合、何年確率になっているかで。

○内藤総務局長

次をお願いします。

○清水総務局参事

次のDの85なんですけど、まず一つ目のポツなんですけれども、21ページの4月21日の事実関係のところ、熱海市から求められた配慮の内容も書いてもいいのかも知れないなと思ったので。ただ、当時案でこれ確定してないので、案の状態で載せるのはどうかっていう判断もあるかなとはちょっと思ったりとかしたんですけれども。

○大川井森林保全課長

あくまでも案ですと言いながら書く手はあるのかなと。

○清水総務局参事

こういう案が示されたみたいなの。

○内藤総務局長

これって案しかないんですか。本物は。

○清水総務局参事

案ですので御承知くださいって書いてあって。

○内藤総務局長

実際この後、この文書が来たんですか、熱海市長から。

○大川井森林保全課長

この案自体が、そのものは(この案どおりの内容の文書が来たかは)ちょっとその後ろを見ても確認できない。

○森林保全課補助員

県庁の林地保全スタッフが「県庁まで言わなくていい」という回答をしてるんじゃないですかね。

○大川井森林保全課長

そうだね。清水さんが、この後指摘している「県庁までは言わなくていいのか」という話。これはたぶん、「別に県庁まで謝りに行かなくてもいいじゃないか」という話をしてると思う。

○内藤総務局長

だからこれ案で終わっちゃったんですね。

○清水総務局参事

県庁に出すっていうイメージなんですかね。

○内藤総務局長

そこまでなくていいよって。

○清水総務局参事

そういう意味だとするといいのかな。

○大川井森林保全課長

うん、だとすれば、あまり書かなくてもいいかなって気がしますね。

○清水総務局参事

分かりました。すいません、あと2ポツ目から4ポツ目はですね、このDの85の公文書を見て、ちょっと気になったということで書いたんですけれども。まず2ポツ目が、「所長専決案件なので、東部農林で留めておいた方が良い」と書いてあるんですけれども、妥当なのかなと思ってですね。まあ、物にもよるのかなと思って。この案件については全部上げてもいいのかなと思ったもんですから、今後に向けてっていうところが大きいですけれども。

あと3ポツ目が、やっぱり公文書の中に「表面上事業者が、XXXXXXXXXXとは別である」とされてるんですけれども、「表面上」と表現してるもんですから、ということは、裏では何かがあるということを知っているということだと思われて、何らかの危惧というか、そういったことがあるのであれば、表面上でなくなるような、裏を証明する手法等を検討する余地もあったんじゃないかなっていう。何か、表面上だけでとどめておかないで、そう思ってるんだったら、何か手を打っても、手というか何らかの確認なり、なんなりとかっていうところの、どこまでできるか分からないですけど、表面上じゃなくするためには何を確認すればいいとかそういったことをやるような余地もあったのかなというふうに思ったので、ちょっと書かさせていただきました。

あとこの最後のポツはさっきあった案件で、これは、この記載そのものがちょっと気になったもんですから。さっきの大川井課長からあった話の部分については、この会議の資料を公開する時に、他の公文書と同じ並びで非開示だったら非開示というような扱ひもできるかなとちょっと思ったので。なので、今はこれだけ止めてとというか、これ自体はこういうふうに書いてありますっていうだけにさせていただけたらと思います。

○大川井森林保全課長

はい。

○清水総務局参事

次にD86、これも公文書の関係ですけども、これについては、おそらく本庁に案件を上げて、本庁の方から、当初農林の方でやろうと思ってた案についてはそれはちょっと妥当でないんじゃないのみたいな話があって、当初熱海市に話した対応とはちょっと違う内容になったというところだと思うんですけども。これ(この本庁の対応)については、妥当だったなというふうに思ったもんですから。これは、今後に向けてっていうところもありますけれども、やっぱりこういう形で、しかるべきところまで上げて判断するっていうことが必要なのかなというふうに思ったので、書かさせていただきました。質問という意味ではないです。

あと次のバーで書いてあるところは、インデックスが貼ってない公文書なんですけども、D87の文書があって、この中に■■■■■に対しても、■■■■■と同じように指導した方がいいんじゃないかっていうようなですね、対応を検討したところが書いてあるもんですから、ここは事実関係として本庁と協議をしている、そういう協議をしているよっていう事実関係として、載せてもいいのかなと思ったのでこのようにさせていただきました。多分、今の整理ペーパー載ってないのは、協議しただけであってまだその先の対応っていうのが、まだ決まっていなかったからということかなと思ったもんですから。

○大川井森林保全課長

そうですね。確かに、行政の手続きの手順というか、しっかり本庁にも上げて本庁から意見をもらって対応したよっていう、意味も含めれば、書いてあってもいいかな。

○清水総務局参事

やることはちゃんとやっているというところは、見せてもいいかなと思います。

○大川井森林保全課長

はい。

○清水総務局参事

次はD88ですが、これも公文書の中の記載が気になったというか、このD88の2枚目というか、裏面です。市の方が、なんで見落としちゃったかっていう、その発生原因ということで書いてあるんですけども、単に森林担当課の確認が適切に行われなかったとしか書いてなくてですね、なんでその認識がなかったのかっていう検証というか、そういったものがないのであれなんですけれども。ちなみですが、この地域森林計画というのは市に対してどういう形で示されてるのかっていうのが、参考に分かれればなというふうに思っていますね。

○大川井森林保全課長

5条森林のエリアについては、各市町に森林情報システムが導入されていて、各市町において確認できるようになってます。

○清水総務局参事

それは至極一般的に、当然市町の森林担当課とかは分かってるんですか。

○大川井森林保全課長

当然、地域森林計画っていうのを、県知事が作って、市町長は、市町村森林整備計画っていうのを作ることになってるので、当然、5条森林とか地域森林計画のエリアが分かってないと、それは作れないので、分かってるはずですよ。なので、多分ここでいってるのは、この開発があった時に、市の中の土地利用委員会というか、「この開発については、何の法令がかかっていますか」という調べがあるはずなんですけど、その時に、森林の担当部署が見てないのか、原因は何だか分かんないんですけれども、確認できてない。

○清水総務局参事

見てれば普通だったら分かるという。

○大川井森林保全課長

分かるはずですよ。

○清水総務局参事

本当に不適切だったかもしれない。

○大川井森林保全課長

ですね。確認を怠ったのか、ちょっと原因は分からないんですけど。

○清水総務局参事

だから再発防止も何も無いって感じですか。

○大川井森林保全課長

ないですね。しっかり見てくださいますかと言いたいですね。

○清水総務局参事

分かりました、はい。あと、次のD89についてですけれども、これは事実関係の整理ペーパーの方の記載との絡みでですね、事実関係なので内容的な部分については、何だろうあまり意識とか端折ることなく、そのまま書てもいいのかなと思ったものですから。これはここだけじゃなくて他の部分についても、事実関係を整理する時には、記載はそのまま生かしてもいいのかなっていう。

○大川井森林保全課長

この文書の内容の1、2、3をそのまま書くっていうイメージですね。

○清水総務局参事

という感じでもいいのかなど。

○大川井森林保全課長

この時系列表の元が、(令和)3年10月に難波副知事が公表したときのあの時系列表。あれがここに来てるので、事実なので、この文書に書いてことを、そのまま書いても問題ないんですけど、そのまま書くような修正します。

○清水総務局参事

次がD90なんですけど、ここの事実関係がよく分からないということもあるんですけど、事業者側が宅地分譲について「既に売買契約を締結しているので、6月中に引き渡さなければいけない」というような説明をしてるんですけども、なんとなくそれに引っ張られてるような、県の対応がそれに引っ張られてる部分があるのかなという気がするんですけども、そのあたりを鵜呑みにしてもよかったのかなってところであるとか、都計法の許可だと、許可に基づく工期であるとか、市の工事の完了検査等の見込みとかも確認したりとかというようなこともあってもよかったのかなと思ったんですけど。

○大川井森林保全課長

ここはですね、今となってはなんとも言いようがないですが、ただ④区域のうち、C工区、E工区っていうのはもう部分完了していて、市の検査を受けて、確認を受けてるという状況で、残りはD工区だけになっていた。あと現地も造成はかなり進んでたっていう記録がありますので、業者の発言というのは、その当時、そう言われればそうなのかなと思ったと思われるとしか推測できないんです。

○清水総務局参事

あと事実関係のところ、■■■■が言っていた内容を入れてもいいのかもしれないなど、どういう言い分だったのかってところ。まあ、でも引き渡さなきゃいけないというのは、C工区とかE工区とかの話なんですね。

○大川井森林保全課長

だと思いますけどね。

○望月盛土対策課長

別の不動産会社に売却したって書いてありますね。熱海市の行政対応の検証の中にこういう類って入ってましたっけ。C工区とかD工区とかって。

○大川井森林保全課長

④区域自体が入ってない。

○清水総務局参事

(④区域の検証は)してないですね。①区域しかやってない。

○望月盛土対策課長

(④区域に係る行政対応について)今回検証の中に入れるっていいですね。

○清水総務局参事

(④区域の検証については)県の対応って部分では、入ってくるという。

次のD98 についてですね、これも事業者側から県に対してクレームじゃないけど、県がやろうとしたことに対して、向こうの主張を言ってきた事実があるので、あくまでも事実関係ということで、入れてもいいなかっていうふうにちょっと思ったので。

○大川井森林保全課長

その辺は、この前のやつも含めて検討します。

○清水総務局参事

次のD92 なのですが、これは整理ペーパーの記述等も関係してくるんですけども、都計法と宅造法の申請時っていう表現もあったりとかするものですから、申請年月日が分かった方がいいのかなと、分かるのであれば入れた方がいいのかなと。

○大川井森林保全課長

変更許可を 2007 年の 7 月 24 日に申請してます。都計法も宅造法も同じ日だったと思います。

○福田土地対策課長

そうなんだ。

○清水総務局参事

7 月 24 日。分かりました。あと 2 ポツ目、自分が分かってないだけかもしれないんですが、市の方の説明で、「都計法の許可、変更許可が 30 日」とあるんですけども、どんな内容なのかっていうところと、あと、6 月末の完成予定と書いてあるんですけども、その、6 月中に引き渡すってところと矛盾があるように読めてしまったんですが、これはやっぱりここに書いてあるのはD工区の話で、C工区とE工区とは、話が違うっていうふうに理解すればいいですか。

○大川井森林保全課長

だと思いますが、復命書から推察するに、切土の勾配が、その内容はですよ、切土の勾配が計画と異なっているんじゃないかと思えます。その事業者の言ってることについては、よく分からないです。

○清水総務局参事

3 ポツ目は、ちょっと気になったところで、D92 で、今後の処理方針案っていうことで、E工区と切り離して云々という記述があるかと思うんですけど、この考え方っていうのは、適当な考え方なのかなっていうのは。

○大川井森林保全課長

さっき、D82 のとこでお話したんですが、違反を見つけた最初の頃から段々、どこが林地開発許可のエリアだとかっていうのが精査され、確定されていくので、E工区には5条森林が、土地の形質変更がされていないので、林地開発許可違反ではないと判断したんだと思います。

○清水総務局参事

分かりました。4 ポツ目も記述が気になったところで、「間に合わない場合、森林以外にする区域を1ヘクタール未満等にすることを選択肢として検討したい」というふうに書いてるんですけども、行政自らが何か開発行為の切り分けを助長するような感じにも読めてしまうんですけど、通常、こういう考え方ってするんですか。

○大川井森林保全課長

県の方が、積極的に1ヘクタール未満にするように考えていたのではないと思います。

○清水総務局参事

■■■■側が言っていたという。

○大川井森林保全課長

いや、森林審議会、これうちが書いてあるんですよ。復命書なんで。森林審議会に、林地開発許可申請書が間に合わなくて、■■■■と区画購入者との間で違約金が発生するとか、そういったことがした場合に、■■■■から相談があれば、計画規模の縮小も選択肢の一つとして、検討してたというか、そういう感じかなと思うんですけども。実際は許可してるので、許可になってるので。

○清水総務局参事

1ヘクタール超えでやっている。

○大川井森林保全課長

こんなことも選択肢の一つとして考えてたぐらいじゃないかなと思います。

○清水総務局参事

最悪のケースとしてですか。

○大川井森林保全課長

はい。

○清水総務局参事

分かりました。次のD100とD101の所なのですが、これもこの復旧手続き、復旧工事というのがどんなものなのか、自分がよく分かってないというところがあるんですが、この原状復帰というか、森林に復帰させる場合には木がニョキって生えるもんじゃないので、苗木を植えるという行為をやるというのは普通というところだと思うんですが、今ここにある写真というのは、通常何かを原状復帰させるときのやり方として見た時も別に遜色ないやり方というか、自分、現実をよく知らないもんですから、何となくスカスカだなとか、本当にこの先これが生えるかどうか分からないのにというところがあるんですが、通常原状復帰するというのは、こういうような形になるのでしょうか。

○大川井森林保全課長

そうですね、山に木を植えるっていう行為なので、こういう形にはなっています。

○清水総務局参事

これは普通の(原状復帰のやり方ということで)。

○大川井森林保全課長

一応、原形復旧するときは市町村森林整備計画で、決められてる植栽本数、1ヘクタールの当たりの植栽本数なんかもあるので、そういったものを参考にしながら本数を決めて、植えてもらうっていう形になる。

○清水総務局参事

ちなみに、この場所というのは、一旦無許可開発で、復旧させて、改めて許可取ってやってるじゃないですか。その許可取った後は、このせっかく植えたやつを引っこ抜いちゃうっていうそんな形になってるんですか。

○大川井森林保全課長

あの、緑地として残るところはそのまま残ると思うんですけど、開発する計画となっていてるところについては是正した後、開発させることになったりする。一旦森林に戻すというか、なりを直した後、しっかり開発してくださいっていう意味合い。

○清水総務局参事

それは普通と言えば(普通のことですか)。

○大川井森林保全課長

はい。

○清水総務局参事

次はD102のです。林開許可の申請書の関係なんですけれども。これも一ポツ目はやはり「6月中に引き渡す」というところにどうしても引っかかってしまうんですが、これはD工区の話なので、そこは切り離れてるってことでいいんですよね。

○大川井森林保全課長

事業者のこの主張については、どれが本当かっていうか、ちょっと分からない部分があるのですが、確かに工程表自体は、引き渡すような工程表になっていないんですよね。

○清水総務局参事

そうですね。この2ポツ目も自分がよく分かってないもんですから。この20年5月の林地開発許可の申請書に18年9月の排水施設の計画がついていたりするんですが、④区域と⑤区域の訳で、この申請書についてる排水施設の計画は、さっきからもう話題になってるんですが、中身的には適正な計画だっていうことでいいんですかね。自分ちょっとこの中身が読めないもんですから。

○大川井森林保全課長

そうですね。

○大川井森林保全課長

さっきもちょっと登場した申請書の2の後ろの方についてるこのカラフルな、ここに排水の計画のちょっとちよろっとした絵が、ここまでが事業計画になってると思うんですけども、これと⑤区域の改修については、市の話では、⑤区域の側溝の方も改修しなくちゃいけないという話があったと思うので、⑤区域の改修についての話は分からないですけど、一応この事業計画に載ってるものは、この絵があるところまで。

○清水総務局参事

林地開発許可上は特に問題はないということなんですね。

○大川井森林保全課長

ええ。そこまでは確認してたと思います。

○清水総務局参事

分かりました。これも自分が分からないだけなんですけど、この許可申請についている熱海市と■■■■の協定書っていうのは、どういう意味合いのものかというのは、分かりました。通常、行政と事業者で、こういうのが結ばれて、申請に添付されるような（ことがあるんですか）。

○大川井森林保全課長

これって、都市計画上の協定書。

○福田土地対策課長

おそらくまちづくり条例の関係ですね。

○大川井森林保全課長

じゃないかなと思うんですけど。

○福田土地対策課長

土地利用承認という制度があって、熱海市ではまちづくり条例ですけど、その中で何か締結すると書いてあったのを見た覚えがあります。

○清水総務局参事

市のまちづくり条例。

○福田土地対策課長

ええ。それがこれじゃないかな。一般には承認書を出すんですけど、熱海では協定書なのかな。

○内藤総務局長

これは、林地開発許可申請書の一番最初にこれが添付されてきてるんですけど。

○福田土地対策課長

そうですね。都計の開発許可でも承認書をまず出させるんですよ。市町の査定を経て、承認を得ているということです。

○内藤総務局長

それがこの書類ってことか。熱海市まちづくり条例に基づいてって書いてありますね。

○福田土地対策課長

書いてありますか。じゃあいいのかな。間違いない。

○清水総務局参事

何条ですか。2条。

○大川井森林保全課長

特にここって先に、都計の許可が出ちゃってるとこなんで。

○福田土地対策課長

これは、所有者と施工者の関係ですかね。

○内藤総務局長

■■■■が所有者で。

○福田土地対策課長

■■■■が土地所有者です。けどこの段階ではどうなんだろう。

○片山廃棄物リサイクル課長

逆か。権利者と事業者。

○福田土地対策課長

順番逆かも知れないですね。

○清水総務局参事

17年12月だと無許可開発だとか、⑤区域の是正が終わった後のタイミングなんでしたっけ。

○福田土地対策課長

そうですね。

○大川井森林保全課長

2005年ですか。

○清水総務局参事

17年なので2005年。

○大川井森林保全課長

ですよ。この説明会の書類ってあれなんじゃないですか、2005年とかだとすると、うちが発見する結構前、3年ぐらい前の話になっちゃうんで。多分、ここの開発をやるにあたって、地元にもちゃんと説明してますよっていうための書類でつけてくれてあると思うんですけど。

○清水総務局参事

C工区とかちゃんとやっていこうとした頃の。

○大川井森林保全課長

ええ。

○清水総務局参事

もうこの頃には多分、■■■■には許可出せないと言われていた頃ですね。

○福田土地対策課長

そうですね。直接は手を下せないけど、所有者として権利を持ってる人で、■■■■が直接手を下す人(施工者)だよっていうそういうふうに。

○大川井森林保全課長

そう、回答がね、まとめて書きちゃってあるので、どっちが権利者で、どっちが事業者かとははっきり書いてないんで分からないんですけど、元々■■■■がという話からすると、■■■■が権利者で■■■■が事業者かなと思ったりするんですが、ちょっとはっきり書いてないんで分かりません。

○清水総務局参事

分かりました。

○望月盛土対策課長

あと■■■■を承継したんじゃないの？何とか不動産。

○大川井森林保全課長

でもこれって、17年の時の説明会の内容の話なので。

○望月盛土対策課長

実際には承継されてないっていうことでしょうね。

○福田土地対策課長

■■■■はまだその頃、法人としては存在していて、土地を持ったままで事業を承継しようとしていた。無許可だったんで事業承継とは言わないですけど。

○望月盛土対策課長

これはC工区の話ですか。

○大川井森林保全課長

C工区とD工区。一番最初はC工区ですけどね。

○福田土地対策課長

C工区の話ですよ。

○内藤総務局長

何でC工区、D工区、E工区(の順番)じゃなくて、C工区、E工区でD工区なんだろうね。

○福田土地対策課長

納得のいく説明があるんですけど、忘れまして。

○清水総務局参事

次のD108は、林地開発を受けての着手届を出してるものですから、事実関係としてこれもあってもいいのかなと思ったので。

○大川井森林保全課長

これは追記します。

○清水総務局参事

次のD112は、さっき局長から質問があったところなんですけど、さっき説明していただいたかも知れないんですが、そもそもこの2か所の仮設沈砂池っていうのは、何に基づいて設置するのでしょうか。

○大川井森林保全課長

この仮設沈砂池は許可申請書に書いてあって、それで許可を受けている、ということです。

○片山廃棄物リサイクル課長

森林法ってことですか。

○大川井森林保全課長

森林法の林地開発許可。絵は、都計法も一緒じゃなきゃおかしいんですけど。

○清水総務局参事

2ポツ目が、この整理ペーパーの記載で、事実の記載として、書いてあるといえば、書いてあるんですけども、現地の状況と指示の内容って、きちっとここに書いてあるとおりに書いてもいいのかなというふうに思ったので、2ポツ目を入れさせていただきました。

3ポツ目は先ほど内藤局長からの質問と同じです。

次のD118と119なんですけど、これも文書を読んで素朴な疑問でしかないですけども、1ポツ目は、県の手続きだと思うんですけども、この事業者でやろうとしてる内容はですね。ただ、その防災工事の確認に関する日程調整とかを、市にやらせてるのは何でかなってというふうに、素朴に思ったので。

○大川井森林保全課長

それはどこを読んでそう思ったんですか。

○清水総務局参事

資料の 24 ページの 2008 年 10 月 20 日の所に、市に防災工事を依頼する時にI社との日程調整を依頼したって書いてありますね。復命書だけからは、どっちとも読めるのかなと思ったんですけど、ここを見て、あ、そうなんだっていう。

○大川井森林保全課長

そうですね。この書きぶりも、それこそ以前出してたペーパーのままなんで。ただ、復命書とか電話記録要旨を読んでみると、上の用件のところで、「熱海市に立会いをお願いしたい」と言ってるじゃないですか。

○清水総務局参事

それしか書いてないですよ。

○大川井森林保全課長

その下の処理方針のところで、「現地指導もあるので引き続き■■■■に日程調整をお願いするとともに、対応不可能であれば、熱海市と 2 者で確認を行うことも検討する」とか言っていて、市に頼むとは(書いていない)。

○清水総務局参事

(市に)頼んではいないですよ。

○大川井森林保全課長

読めないですね、確かに。

○清水総務局参事

この書きぶりだけ直せばいいですね。分かりました。

2 ポツ目の方が、熱海市の方から「■■■■の立会いは困難」というような回答があったんですが、D119 を見ると■■■■から変更届とかは出てきてるってことを踏まえれば、確認検査の日程調整自体は難しいというあれもなかったのかなって。次のD123 とともに関係するんですが、防災工事の確認検査というのは宙ぶらりんのままで終わったということではなかったんですよ。

○大川井森林保全課長

そうですね。

○清水総務局参事

そのままですよ。

○大川井森林保全課長

はい。

○清水総務局参事

分かりました。次のD123 ですが、この復命書の中身を見ていくと、登記簿上の所有者が変わっているようなんですが、林地開発許可手続きの関係で、何らかの手続きを取る必要がなかったのかなど。これ自分が括弧書きで、■■■■の手続きで■■■■の県宛て文書が提出されていたって書いてあるのは、これ、どこをどう見て書いてあるか、自分で確認してみたんですけど、ちょっと分からなくなってしまったんですが、所有者が変わっただけでは、林地開発許可って別に何の手続きも何もいらないう。特に、何か手続きがされてなくても別におかしいというわけではないんですか。

○大川井森林保全課長

許可取るときは、土地の所有者が確かに同意しなければいけないとあるんですが、もう逆に今度開発をしているところで、所有者が変わってるので、承知して買っているんじゃないかと思うんですが。

○清水総務局参事

なるほど。分かりました。あと、このD123 の記載で、2 ポツ目の所ですが、これも素朴な疑問で、当時は一応防災工事は完了しているけど、完了検査が未了の状態だったっていうようなですね、ところなのかなど。完了はしてるけど、確認が行えてないっていうですね状態だったかと思うんですけども。「仮設沈砂池を早期に整備させ、防災工事を完了させる」と書いてあるもんですから、何か認識の違いがあるのかなっていう気がしてですね。

○大川井森林保全課長

確かに防災工事って完了しましたと完了届が出てくるのですが、それがしっかりできてるのかどうかっていうのを確認しなくてはいけない。この場合は、だいぶ飛んでしまうのですが、D175 のところで、林地開発許可行為に係る是正措置についての通知というのがあって、この中の是正が必要な工事の内容の中に、下流へ土砂が流出しない位置に沈砂池を設置し、防災工事の完了確認を受けることという資料。結局この文書って届かなかったんですけど、そういったこともあるので、作りはしたけど、しっかりできていなかったっていうか、不備があったと思われます。

○清水総務局参事

次のD124 も自分が写真を見て分からないだけなんですけど、この写真の場所ってD116 とかにある。

○杉本砂防課長

まさしくこれだよね。これだよね。

ここに横断側溝なんかやろうとしていて、この写真の斜め上に。

○大川井森林保全課長

これについては。清水さんの言ってるD118 って。

○清水総務局参事

すいません。D116 の間違いです。

○大川井森林保全課長

防災工事の完了届ですよ。許可申請書についていた2つの仮設沈砂池のうち、小さい方というか、四角い方というか、そちらの方なんですけど、道路の近くに作るやつなんですけど、これ当時の担当にちょっと聞いたんですよ。何でここに二つあるのかって聞いたら、これ申請書についてるその小さい方の、復命書の後ろにですね、ちょっと赤書きでごちよごちよって書いてあるやつがあって、説明書の後ろについていて、よく見ると、ここに括弧書きで設計数値が書いてあるんです。これが申請書についてる、小さい方の設計の数字がここに入ってるんですよ。なので、1個はそれだって分かったんですけど、そのすぐ隣にあったあるやつが、何かってというのが、現場に行ってみたら1個でいいはずなのに2つあったって言うんですよ、沈砂池が。何で二つあったのかは分からないんですけど、ものとしては申請書についてる小さい方の仮設沈砂池を確認したという。

○清水総務局参事

その前のD111 でいうと、こっちの四角い。

○大川井森林保全課長

これをやり直したんじゃないのかなと思うんですけど。

○清水総務局参事

これをやり直したのがこれってということになるんですか。

○大川井森林保全課長

木の枠とかないんですよ。

○内藤総務局長

このお風呂みたいなのが。お風呂とプールがあるじゃないですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

最初二つ作るって言ってるんですよ。

○大川井森林保全課長

そう、なので実際は三つになっちゃってるんですよ。この空中写真の赤で二つこう書いてあって、ここに作るのは1か所でよかったのに、なぜかここに二つあって、もう1個、この道路のカーブのところにさっき見たプールみたいな、細長いやつ、長方形のやつがここにもう1個あるんですよ。なので、申請書上は二つ仮設沈砂池を作る計画だったんですけど、何でかその小さい方のやつが二つ作ってあった。

○内藤総務局長

小さいっていうか、明らかにでかいですよ。だから、容量足りないっていわれたもんで、大きく作ったってことなんですかね。

○大川井森林保全課長

そうなのか、二つ作ったのか、ちょっと分かんないんですけど。

○清水総務局参事

ありがとうございます。二つ目のポツは気にしないでください。D127ですが、これは整理ペーパーの記載の方で、25ページの1つ目のポツで、着手は2月中旬以降になる見込みって書いてあるんですけど、これは、何の着手があったか、ちょっと分かるように補記した方が、防災工事ってことかな。

○大川井森林保全課長

工事の再開だと思うんですが、

○内藤総務局長

防災工事って書いてあるね。

○清水総務局参事

防災工事の着手ということ。

○内藤総務局長

防災工事の進捗状況の確認。

○清水総務局参事

何の工事が分かるようにした方がいいかなと思っただけなんで。

○大川井森林保全課長

この頃って資金繰りがうまくなかったりだとか、結構(工事が)空いちやってると思うんですよ。その時に、いつ工事再開できるんですかっていう話の中で、こういう話だと思うんですが。

○清水総務局参事

これも記述を見て分からなかっただけなんですけど、D127の農林事務所におっしゃっている中に、不備により再提出をお願いした書類って書いてあるんですけど、これは何のことかよく分からなかったの、何か分かれば教えていただければなと思っただけなんですけど。

○大川井森林保全課長

すみません、僕もよく分からなかった。

○清水総務局参事

分かりました。次のD129の参考までに教えていただけたらってなんですけど、公文書に記載のあるのヘリポートって、場所的にはどこを。

○大川井森林保全課長

分からないんです。分からないんですけど、D132のところに、「D工区の奥に計画しているヘリポート」という記載があるんですよ。D工区の奥なのかなっていう認識ぐらいしかなくて。市から何かその前に書類もらったりしてるような書きぶりがあるんですけど、それも無いので分からないんですよね。ただ、このヘリポートも結局実現していない。

○清水総務局参事

22ページの方についていただいて、1ポツ目は午前中の内藤局長の質問と同じで。

2ポツ目は、「赤井谷のコンクリートガラの早期撤去を指導」というところがあるかと思うんですけども。赤井谷って①区域のことでいいんですって。

○片山廃棄物リサイクル課長

⑥区域。

○清水総務局参事

⑥区域になりますか。この「ガラの早期撤去を指導した」という事実は、記載があってもいいのかなと思ってですね。

○大川井森林保全課長

これを書いた方がいいじゃないかってことですか。

○清水総務局参事

この小規模開発云々はいいです。ガラ撤去の指導の事実は、事実関係として記載があってもいいのかなと思って。次は、2009年6月に現地を確認して、10月20日まで(期間が)空いてるんですけども、事業者の状況が微妙なっていうことは分かっていたと思うんですけど、空いてるのが適当だったというか、何で(空いているの)かなっていうところがもし分かればと思って。

○大川井森林保全課長

今となっては残ってるものしかないのですが、何でか分からないんですが、考えてみるに、工事の進捗が見られない状況でしたし、資金繰りも難しいという話も出てたと思いますので、待ってしまったのかなと思うのですが、こまめに連絡してたのかどうか分かりません。

○清水総務局参事

電話したけどつながらないような記録に書いてないとか、そういうのはあるかも知れない。

○大川井森林保全課長

ええ、そこは分かりません。

○清水総務局参事

次のD144 ですが、これ事業者側が、指導に対して、回答を今日中に社長に確認して連絡するみたいなことを言っているのですが、事実関係として、こういうふうに聞いたら、こういうふうに答えたよっていうですね、事実関係としてはあってもいいかなと思って書きました。次のD147 が、D144 の時の回答が「今日中に社長に確認して連絡する」っていうふうな答えだったんですけど、1 か月後に(事業者に)アプローチしているので、これも何でかなと。

○大川井森林保全課長

これは、私も何でかなと思いますが、分かりません。

○清水総務局参事

D151 も同じと言えば同じなんですけど、2009 年の 12 月から半年以上経過してから、(事業者に)接触を凶ってるんですけど、やはり空き過ぎかなってという感じがして。なのでそれが反省点なのか、(事業者に)アプローチしたけど、なしのつぶてだったのかは、ちょっと分からないのであれなんですけど、ちょっと違和感を感じるというところがあったので、書かせていただきました。

○大川井森林保全課長

はい。ちょっと実際どうだったかは、分かりません。

○内藤総務局長

ここは当時の担当者に聞いても覚えてないですかね。

○大川井森林保全課長

どうですかね。

○内藤総務局長

何か理由があったんでしょうね。

○杉本砂防課長

分からないっていうことに対してなんです、ちゃんと関係者にヒアリングした上で分からなかったっていうことで分からないというのと、聞かないで分からないっていうのと、全然与える印象が違う。そういうところを報道から指摘されるかもしれないので。

○内藤総務局長

そうですね、一応確認をとった方がいいと思うんですよね。

○杉本砂防課長

主だった人には確認しておいた方がいい気がしますよね。

○大川井森林保全課長

さっきの仮設沈砂池が何で2個あったかっていうのは聞いたんですけど、ここはね、今聞いてないんですよ。

○清水総務局参事

都計法の関係でも、やっぱり当時の担当さんに聞かなきゃいけないっていうところがあって、何を聞くかっていうところも含めて、一応この委員会の中で、中身を固めた上でやるような形にした方がいいかなっていう気もするものですから、森林の部分も当時の担当の方にこれから聞く部分については、一旦その聞く内容っていうのを整理した上で、また誰が聞くかってのはまた別の話かと思うので。

やはり同じこのD151の2ポツ目で、この中に■■■■■■■■■■によるD工区への残土の搬入について、市と東部農林で打ち合わせをして、26日の午後■■■■■■■■■■と■■■■■■■■■■等から聴取をするというふうになってるんですけども、その結果がどうなったのかってところがちょっと分からないなと思ったんで、分かるようなものがあればと思ったので、上げさせていただいたんですけども、D152と153、これは廃棄物の方の関係の資料(廃棄物処理法関係の公文書)だったと思うんですが。

○大川井森林保全課長

D150は廃棄物の方。

○清水総務局参事

D150が廃棄物で、D152とD153。

○大川井森林保全課長

D152とD153も廃棄物の方の。

○清水総務局参事

D152を見ると、「[]による伊豆山造成地で、[]の[]氏が残土の搬入を行う件について、熱海市役所で打ち合わせを行う予定だったが[]氏が来れないということなので、残土処分を行う場所、[]の廃棄物の不適正保管の現地調査を行った」との記述があって、結局飛んじやったのかなって思いつつも、事実関係として、飛んだってこと。でも、D153を見ると、[]の[]氏と面会をしたみたいなのを書いてあった気もするもんですから、このD152、153から何か、抜き抜け出して書けるような事実があれば書いてもいいのかなと。

○内藤総務局長

これ見る限り、26日の午前中に聴取する予定だったけど、[]氏は来れないからできなかつた。で、次の日に、熱海市が[]氏と面会したって。

○清水総務局参事

なので、「この部分で打ち合わせするって書いてあったけど、できなかつた。けれど、こういう内容だった」みたいに、もし書けるところがあるなら書いた方がいいかなということを書かさせていただいたところです。

○片山廃棄物リサイクル課長

これは廃棄物ってこと。

○清水総務局参事

そうですね。

○大川井森林保全課長

これ、どうしますか。この整理表の中に廃棄物のやつを入れていきますか。

○清水総務局参事

そうですね。場合によっては囲みか何かで。森林と廃棄物は多分区別しないと分からなくなっちゃうかも知れないので。ただ森林の方にそんな情報が共有されてなきゃ、本来的には意味なかったかもしれないですけども。逆に言うとそういう約束になってたのに、なんでその情報が森林の方にバックされなかったのかなってというのがちょっと。

次のD155からD163で、廃棄物の関係の方の資料の話になるので割愛します。これは資料の中身を確認したいだけなので、また個別に確認させていただこうと思います。

D168。これも時間の関係だけなんですけれども、前回の事業者にアプローチしたのがD151の2010年の7月だったんですけれども、次のアプローチが、やはり半年以上経過しているっていうところで、やはり時間が空きすぎてるのかなってところ。その理由も確認した方がいいかなっていうところなんですけども。

あと、2 ポツ目に書かさせていただいたのは、26 ページのI社は、2011 年の 3 月 4 日で、「申請時の所在場所になく電話が不通状態」と書いてあるんですけども、この復命書を見る限り、電話は不通状態とはこの復命書には書いてないので。他の■■■■だとか、■■■■っていうところは、電話連絡不能とかって書いてあるんですけど。この■■■■と■■■■については、その辺りが書いてないものですから、この電話が不通という事実はどこから分かるのかなと。

○望月盛土対策課長

同じ建物だよ。■■■■と■■■■と■■■■とか。

○清水総務局参事

■■■■。

○望月盛土対策課長

■■■■は違うかな。■■■■だかってあるでしょう。

○清水総務局参事

■■■■。

○望月盛土対策課長

そう。そこは■■■■が経営してるから。

○清水総務局参事

同じ住所になるんですか。

○望月盛土対策課長

同じ。

○清水総務局参事

じゃあ、■■■■に(電話が)つながらないということは、■■■■と■■■■にもつながらないということと同義ということ。

次にD173 で、2011 年の 3 月付けで森林計画課から東部農林の治山課あてに、文書指導を求める文書が発出されているんですが、事業者への対応という意味でいうと、ちょっと遅すぎるのかなというところがあるんですが、森林計画課から東部農林に文書が発出された経緯というのがおそらく 3 月 4 日に定期査察を行ったのを端に発しているように見えたんですが、査察を行うまで、本庁はこの案件を把握していなかったということなんですか。というのは、査察をやっているっていうのはどこかに。

○内藤総務局長

D168 ですか。

○清水総務局参事
そう。D168 です。

○大川井森林保全課長
定期査察をやるまで、本庁がこの[]の案件を知らなかったかということですか。

○清水総務局参事
もし本庁が東部農林のお尻を叩くんだったら、もっと早いタイミングでもやれたようなような気がするんです。知ってるんであれば何かやれたような気がするんですが、査察を受けてやってるように見えたものですから、そうすると知らなかったのかなど。

○大川井森林保全課長
その前のD143 を見ると、これ電話口頭記録ですけれども、処理方針の所に、熱海市、森林計画室に伝えるとともに書いてありますし、その前に県庁は関わってるので、この[]の話、この定期査察で初めて知ったってことはないはずです。

○清水総務局参事
ただ、「何らかしないとまずいぞ」とこの時に決心をしたっていう、決心って言い方は変ですけど。

○大川井森林保全課長
そういう感じかも知れないですよ。

○清水総務局参事
定期査察って通常あるものなんですよ。

○大川井森林保全課長
通常にあります。

○清水総務局参事
分かりました。次に 23 ページのD176 で、これは東部農林から事業者への指導文書を郵送して返戻をされてしまったんですが、返戻された以降で、指導先の関係者の居所等について、追跡調査みたいなのはしていなかったのかってところ。

○大川井森林保全課長
これについては、記録はないので分からないんですけども、当時、今、[]にいる[]君がいたので、ちょっと話を聞いてみたんですが、もう電話連絡もつかない

し、郵便も届かないし、どうしようもなかったという話はしていましたけども。

○清水総務局参事

■■■■の役員の方が、■■■■の代理人になられたりとかしていたけど、その人にも連絡がつかないというそういう状況。

○大川井森林保全課長

そこまでは記録はないので、分からないのですが。

○清水総務局参事

次の欄に書いてあることは、これは、やはり廃棄物リサイクル課関係の文書を見ていくと、D工区の方に動きがあるように見えて、土が運び込まれたりとかっていうことがあったような記述も見られたんですが、そうした情報が関係者間で共有されていたのかっていうところが、やはりどうしても気になって、ずっとじゃないんですが、確か東部の健福とかも入って打ち合わせをしたタイミングもあったかと思うんですが、情報共有されてるようには見えないんですけども、何でそうなっちゃったかというのは。そういう動き(D工区に土が運びこまれた)があるのであれば、過去にその関係で話をしたことがあるのであれば、(東部健福がD工区の現場に)行ったらこうだったよみたいに、横の情報共有があっても良かったんじゃないかなと。そういうことがあれば、その情報を元に、森林の部署でも事業者アプローチするようなことも、何か取り得たんじゃないかと思うんですけど。その辺りがちょっと文書見てて少し疑問というか、どうだったのかなと思ったので書かさせていただきました。

○大川井森林保全課長

確かに。D175の届かなかった指導文書をなんか見ると、「木くず混じりの土砂をちゃんと仕分けなさい」みたいなことも書いてあったりするんで、そういうことがあったっていう事実は承知したと思うんですけど。その後のこととかですよ、農林と健福で情報の共有が薄くなっちゃったかなっていうのはあるかも。

○清水総務局参事

次のD198はこれまでと同じで、D175からD198まで、やはり1年以上経過しているので、事業者が1年以上アプローチしてないっていうことなんですが、それが適切な対応だったのかと思われたところです。その後、事業者が所在が不明であったとしても現地等の確認というのは、ある程度定期的実施してもよかったのかなと思われたので。先ほどのD175からD198の廃り課関係の文書からも、定期的に現地を見ていけば、指導とか命令の相手方を特定する取っ掛かりのようなものがもしかしたらできた可能性があるんで、一見放置しているように見える状況が生まれたということは、少し適切ではなかったかもしれないと思ったので。

次は、このD209に「伊豆山字嶽ヶ地区、字赤井谷地区」分譲計画とあるんですが、こ

の分譲計画というのはどこのことを言っているんですか。④区域とか⑤区域のことを言っているんですか。これは、単にどこのことを言っているのかが分からなかったというだけなんです。これは(D209)熱海市の文書なのか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そう、熱海市の文書。

○清水総務局参事

都市計画法開発行為と書いてあるから。

○内藤総務局長

伊豆山字嶽ヶ地区、これが④区域のところです。

○片山廃棄物リサイクル課長

9区画の分譲って書いてあるね。C工区の分譲戸数っていくつでしたっけ。

○清水総務局参事

後で個別に確認させてください。8ページところはいいです。D211の中で、都計法の指導状況という項目が4項目にあるんですが、その中の3ポツ目に「G工区」とあるんですが、G工区って何ですか。

○大川井森林保全課長

これ森林の文書なんです。この文書の後ろに青字で書いた文字があるんですが、仮にG工区とすると書いてあるんですよ。なので、人事で人が変わったりしてるので、C工区とE工区をまとめてG工区と仮に書いてあるだけです。

○清水総務局参事

認識された工区の名称じゃない。

○大川井森林保全課長

じゃない。

○内藤総務局長

場所的にはC工区、E工区なんだ。

○清水総務局参事

分かりました。D215の中の2枚目というか、2ページ目の上から2ポツ目ですが、「公園緑地が整備されていない」だとか、「排水施設の未設置場所がある」という記述があるんですが、具体的にどこのことなのかなど。

○大川井森林保全課長

具体的にこれ図面がついてるわけじゃないので、「公園緑地が整備されていない」というのは、C工区とかE工区の話なのかなと思います。あと、排水施設もそうですけど。

○清水総務局参事

そうか。それをD工区で辻褄を合わせようかという話になっていると。分かりました。あと同じ文書の中で、これも自分が良く分かってないだけなんですけど、「都計法では工事中のみ防災対策を取られていれば良い」と書いてあるんですが、この意味が分からなくて。

○望月盛土対策課長

防災対策って沈砂池とかの話だと思うんだけど、(宅地等が)完成すれば、(その区域からは)濁水とか出ないので、工事中だけ(防災対策を)やればいいってことですよ、単純に。

○大川井森林保全課長

僕もこの意味は、仮設沈砂池の話をしてるのかなと思います。

○清水総務局参事

完成すれば舗装されたりとかして、ちゃんとした排水施設も作られるので、あくまでもカバーするのは工事中だけでいいと。

○望月盛土対策課長

本来、開発行為するときって、まずは防災工事を先行させて、(防災工事の)完成検査を受けてから、上(上流)の開発をさせるんですよ、一般的に。今回それができてないというのが問題なんで。

○杉本砂防課長

それって、基本的にさっきに戻っちゃうかもしれないけど、調整池が必要ならば、防災調整池をまず作って、その後に開発をやるってことだよ。今回の場合は、もう直接放流していいよとか、さっきの下流河川がもう設置されてるので直接放流で良いよってことだったので、調整池はいらないよ、だけど土砂の流出とか考えられるので、仮設の防災施設として沈砂池を作ったということなんじゃないかなと。

○望月盛土対策課長

都市計画法って中間検査という行為がないんですよ。なので、そういうことが平気でまかり通っちゃうんじゃないかと。

○福田土地対策課長

よっぽど何かない限り(中間検査は)やらないんですよ。

○内藤総務局長

ちょっと確認させていただきたいんですが、「公園緑地が現時点で整備されていないため」というのは、C工区、E工区の中に整備されていないから、その分D工区で作らなきゃいけないよねっていうことを言っているんですかね。

○大川井森林保全課長

本当は、C工区とE工区の中に公園緑地を作る計画だったんだけど、作らないまま部分完了をさせているんですよ、市は。

○望月盛土対策課長

何で検査して、合格できたのか。

○大川井森林保全課長

それが、何で合格できたのかは分からないんですが。

○内藤総務局長

だからD工区で公園緑地を作らなきゃいけないと。

○大川井森林保全課長

うん。

○内藤総務局長

その次の「排水施設の未設置」というのは、これはどこの工区のことをいってるんですか。これはD工区の話ですか。でも、D工区って何もやっていないですよ。この排水施設が未設置箇所っていうのはどこのことなのかなど。

○大川井森林保全課長

確かにD工区はさっき図面で示した、道路の脇の側溝ぐらいしかできていなかったの
で、確かにD工区はこれに該当するんだろうなと思いますけど。

○内藤総務局長

じゃあ、C工区とかE工区については、しっかりもう排水施設はできていたと。

○大川井森林保全課長

そこはね、僕も分からない。

○福田土地対策課長

はっきり言えないですよ。完了しているんだからできているはずなんですけど。

○内藤総務局長

それも(熱海)市なんですよ。(C工区、E工区の排水施設がしっかりと作られているのか確認するのは、市との意)

○福田土地対策課長

ええ。とはいっても公園緑地が作られていない。

○杉本砂防課長

それって(公園緑地は)、計画からも入ってなかったってことですか。

○福田土地対策課長

計画にはあったと思いたいですけどね。そんなの受理しちゃまずいし。

○杉本砂防課長

でもその計画通りになってるかっていうのを確認して、多分完了ってなると思うんで。

○福田土地対策課長

もう(開発行為許可申請の)受理の時点から間違っていたかもしれない。

○杉本砂防課長

そう。受理の時点からもう間違ってたかもしれないよね。

○内藤総務局長

受理の時点っていうのは、(開発行為の許可等の権限が)既に市に移管(権限移譲)された後ということですか。

○福田土地対策課長

違う。開発行為が途中で変更(開発行為の区域としてD工区、E工区を追加)されているんです。C工区だけのときはおそらく公園緑地はいらなかったんじゃないかな。(※)

※ ④区域においては、当初(2006(H18)3月)、C工区についての開発行為の許可申請がされ、その後2006年10月にD工区、E工区を追加する開発行為の変更が許可されている。

(当初のC工区に係る開発行為の許可申請は県熱海土木に提出され、同土木が申請内容を確認し、事業者に必要な修正等の指示をした上で、同年4月の権限

移譲に伴い、熱海市に引き継いでいる。D工区、E工区を追加する開発行為の変更許可申請については、事業者から市に提出され、同市が変更を許可している。)

○望月盛土対策課長

排水ってこっちですか。

○大川井森林保全課長

そう。これはね、このL字のやつはできてないんです、確か。この先もよく分からないんです。D工区に出てからも、できてないと思うんです。なので、C工区とかE工区とか、多分そこC工区ですよ、多分できてないんじゃないかと思うんですよ。

○清水総務局参事

D215の続きです。名刺の裏に青字で「仮設沈砂池等により違反是正完了」と読めるような記述があるんですけども、この仮設沈砂池の完了検査というのは行われていないんじゃないかと思うんですけど。「完了」という意味で書いてあるわけではないんですか。

○大川井森林保全課長

多分これですね、市から説明を受けた内容がここに書いてあるだけであって、その是正の中には、植栽と種子吹きつけしかなかったはずなんで、仮設沈砂池は、許可の方に入ってたはずなんで、是正工事じゃないはずなんです。なのでここ、書きぶりが違うんじゃないかなと思うんですけど。書いてある内容が1項目多いというか、ここに仮設沈砂池書いては駄目だったんじゃないかなと思うんですけど。

○清水総務局参事

そうか、無許可開発の是正なんですよもんね。

○大川井森林保全課長

無許可開発の是正で仮設沈砂池をやらせたわけではないはずなので。

○内藤総務局長

そうか、それは(無許可開発の是正は)植栽とか、吹きつけみたいなのが対象だから。

○清水総務局参事

少し市の説明が変だったのか、少し誤解があるという感じ。

○大川井森林保全課長

うん。わかんないですけどね。(誤解が)あったかもしれないですね。

○清水総務局参事

分かりました。これも自分が分からないだけなんですけど、D217 で色々登場人物がいらっしゃると思うんですが、■■■■とか、■■■■■■■■■■とか、■■■■だとか、■■■■さんとの関係がよく分からなくて。

○大川井森林保全課長

(D217の文書の)後ろに名刺がくっついてたりするんですが、鉛筆書きとか手書きで書いてあって、■■■■の■■■■というのが■■■■氏の事業者。■■■■■■■■■■というのが■■■■氏のコンサル。■■■■■■■■■■の■■■■というのが、■■■■氏の代理人。

○清水総務局参事

分かりました。同じD217 の3枚目の「(その他)」の所で、「事業者や開発計画に関する情報」という所の4ポツ目に、「現状として平地であり、土砂流出の恐れは少ない。下流地域も■■■■氏の所有地」と書いてあるんですが、これが具体的にどこのことを言っているのかよく分からなくて。

○大川井森林保全課長

ここ(この文書のこの項目では)ずっと■■■■とかD工区の話が続いてきてるので、これはD工区の平らなところのことをいってるのかなと思います。

○清水総務局参事

D工区には平らなところがあるんですね。

○大川井森林保全課長

あります。この括弧書きがちょっと気になる。ちょっとこれ確認させてもらっていいですか。「下流地域も■■■■氏の所有地」、でも「下流にあった太陽光パネル設置区域より上流は水道は来ていない。なので、今後も住宅団地として使用すること難しいと思われる」と書いてある。確かに、太陽光パネルありますけどね。

○清水総務局参事

あの、小さいやつ、ちょっとしたやつですか。

○大川井森林保全課長

ちょっとしたやつ。はい。D工区だと思いますけどねやっぱり。確認します。

○清水総務局参事

これは、自分がちょっと読み違えてるだけかもしれないんですが、D218の要旨のなお書

きのところで、「平成 23 年 3 月に中止に伴う仮設沈砂池設置について、是正指導以来」となっているのですが、この是正指導と言うのは 1 回見て、「寸法が足りない」とか言ったそのときのことを言っているんですか。この D の百いくつの。

○大川井森林保全課長
多分そうだと思います。

○清水総務局参事
そのことですかね。それじゃあいいや。

○大川井森林保全課長
(平成 23 年 3 月に発出した)通知文(D175)の話。

○清水総務局参事
通知文か。

○内藤総務局長
本庁から言われて通知するって言ったやつでしょ。

○大川井森林保全課長
ここに赤書きで何か小さく「(通知)」とかって書いてありますね。

○森林保全課補助員
(D218 の要旨のなお書きには)「是正指導(通知)を実施したものの、それ以降、音信不通の情勢が続いている。」と書いてあります。

○清水総務局参事
そういうことか。

○大川井森林保全課長
この文書、赤で直されてるんですよ。

○森林保全課補助員
(赤字で直されているところを読むと)「平成 23 年 3 月に許可条件に反する施工のため、是正指導(通知)を実施したものの、それ以降、音信不通の状態が続いている。」と書いてあります。

○清水総務局参事
分かりました。次は D220、D221 の中の記述で、 という会社はもう存在せず、

■■■■とかに(という社名に)変わってるはずなのに、何でこういう内容なのかなと思ったんですけど。この段階で■■■■という言葉が出てくること自体にちょっと違和感がある。

○大川井森林保全課長

これは確かにいわれるように、その時系列を今読んでみれば、ちょっとおかしいかなと思うんですけど。なんでこうなったのかはちょっと分かんないですけど、■■■■の施工時期が■■■■とやってきた時期が長かったからなのか、それとも登記情報をもったばかりだったので、まだ■■■■と言っていたのか。法規に確認したかどうかはちょっと分からないです。

○清水総務局参事

D227 に書いてあるところは、事実関係の整理表の 2020 年の 4 月 10 日ということで地位承継と書いてあるんですが、この地位承継の事実が分かったのは、おそらくこの地位承継届出を受け取って分かったという形になると思うので、この 2020 年 3 月 17 日に提出されたところの後に括弧書きとかで「2020 年 1 月 10 日 C 社が林地開発行為の地位承継」みたいな形で書いた方が、分かりやすいかなと思っただけです。

○大川井森林保全課長

この整理表の方ですか。

○清水総務局参事

はい。26 ページから 27 ページにかけて、通常、承継をして届出ることになるので、この並びだと思うんですが、ただいつ承継したかっていうのは、おそらく届出を受けて初めて承継した日を掴んだと思うので、「提出」の後に括弧書きで承継の日付を入れた方が分かりやすいかなと思っただけです。

○大川井森林保全課長

この 2020 年 1 月 10 日。

○清水総務局参事

「2020 年 1 月 10 日、C 者が林地開発行為の地位承継」みたいな形で、括弧書きで。

○大川井森林保全課長

はい。

○清水総務局参事

次の D231 は、承継から半年以上経ってから打ち合せをしてる感じなんですけど、これは事業者の都合というだけの話ですか。

○大川井森林保全課長
そう思います。

○清水総務局参事
それでしかないですよ。それならいいです。D233で、林地開発工事進捗状況報告書というものがついてるんですが、これが何を表すものなのかが分からなかったの。

○大川井森林保全課長
県で定めている森林法施行細則というのがあって、その中に、進捗状況報告しなさいよって書いてあるんで、要領に従って出した。

○清水総務局参事
なので、「何もやってないから何もやってません」と出してきただけという、この進捗率0%というのは。

○大川井森林保全課長
多分そうだと思います。進捗報告はすることになってるので。

○清水総務局参事
ちゃんと承継したって、正式に手続きしたんで、承継者として出してきただけという。

○大川井森林保全課長
はい。

○清水総務局参事
分かりました。あと、「その他の確認事項」というのは、これは今までいってきた内容でもあるんですが、一番上は、皆さんに配布させていただいてるのでOKです。2ポツ目は、東部健福が市と連携して現地確認等を頻繁に行ってるんですが、その結果等を県熱海土木とか県東部農林と共有していたのかというところが、やはり全体としては気になったっていうところと、あと東部健福は2週間に1回程度現地確認を行っているんですが、県熱海土木や県東部農林はどの程度の頻度で現地確認をしていたのかというところが全体を通して気になったので、書かさせていただいたところです。以上です。

○杉本砂防課長
最終的に何か色々、図面が出てきて、どれが最終の図面かなんてというのが、この(文書を)後ろから見てって、出てくるのが一番最後の図面って感じでいいですか。どれが最終なのかなんてのは全然よく分からない。

○大川井森林保全課長

ちょっとよく見ていかないと、何か古い図面を後ろで使ったりしてるなあと思って、感じたところも何かあったんで、よく見ないと。

○杉本砂防課長

どれが最終なのかなって。

○望月盛土対策課長

林地開発と市の宅地造成、混在しちゃってて、よく分からないんですよ。どこが主体的に指導するべきか。何で、林地開発が都市計画の指導しなきゃいけないのとかね。

○大川井森林保全課長

林地開発の許可の審査基準上は、「都市計画法と重なってる場合は都市計画法の基準で審査します」ということになっているので、基本的には都市計画の基準です。

○杉本砂防課長

それはあくまでも基準ですよ。

○大川井森林保全課長

基準。

○杉本砂防課長

だから森林(部署)の人が審査するんですよ。

○大川井森林保全課長

そうです。

○杉本砂防課長

ただ、その基準が都市計画法の基準を使って確認するということですよ。

○大川井森林保全課長

そう。

○杉本砂防課長

市は市で都市計画法に則って、そっちはそっちでチェックするということ。

○大川井森林保全課長

チェックする。

○杉本砂防課長

基本的には当然同じものが出るってことですよ。

○大川井森林保全課長

そう。同じもので、都市計画の方で、ここ(D工区)の場合は先にもう(都市計画法による開発行為の)許可されちゃってたので、森林が審査しても、熱海市の審査が正しければ、同じもので許可できるということになると思うんですよ。

○内藤総務局長

その指導の方は県東部農林もやっていたし、熱海市もやっていたということなんですか。一緒になってやってたんですか。

○大川井森林保全課長

指導の方は連絡取り合いながら一緒にやってたと、過去の書類見るとそういう感じは受けますけれども。ただ主体としてはやっぱり、都市計画法の方で先に許可されてたこともあるし、基準自体が都市計画法の基準ですので、そちら(熱海市)主体でという感じはあったかもしれないですね。ただ、そうは言っても、森林法は森林、林地開発は林地開発として、防災施設を先行してやりなさいとか、その確認は市と一緒にいくようにアプローチしてたりだとか、そういうことはやっていたので、指導は両方でっていうことになると思います。

○杉本砂防課長

そういう中で、排水施設とか、防災施設のチェックというのは、排水施設の設計は、D102の申請書についているやつが最終版でチェックしたものということでいいですよ。

○大川井森林保全課長

そう森林法としては、これですね。

○杉本砂防課長

これでいいということですよ。はい、分かりました。

○大川井森林保全課長

はい。で、林地開発許可っていう判子を1枚1枚、これ許可したものですよっていうことで。

○杉本砂防課長

排水関係は、これで一応許可を出してるっていうことですよ。

○大川井森林保全課長

はい。

○杉本砂防課長

はい。分かりました。あと、後ろの方に、D237の前くらいに写真がついていて、その前に、これが5条森林ということですよ。この塗ったところが。そういう認識でいいですよ。さっきからこの5条森林が、このいただいた図面と、こういう形でこうなってるよっていう話があったじゃないですか。こっちからって5条森林ですっていう話の中で、このカクカクっていうところがちょっとこのカクカクっていうことで。

○大川井森林保全課長

はい。

○杉本砂防課長

ここでこう入って行って、こう行って、こういく。この辺まで書いてくれてあるですよ。

○大川井森林保全課長

そうですね、その辺まで書いてある。

○杉本砂防課長

逢初川はこっち側というか南側の、図面でいくと下側って言うか。

○大川井森林保全課長

うん。

○杉本砂防課長

そうですね。これが逢初川の。分かりました。清水さん分かりますか、これ。

○清水総務局参事

これですか。

○杉本砂防課長

5条森林のエリアっていうのが、これが5条森林。

○清水総務局参事

この緑のところですか。

○杉本砂防課長

そうそうそう。何となくイメージ湧きますか。

○清水総務局参事

これとこれを見比べると、何となく。

○杉本砂防課長

なんで、こういう形で5条森林が山というか、面的になっているよって。

○清水総務局参事

この「999」というのは白く抜けてるのは、この建物があるからなのかよく分からない。この真ん中の下の方に緑の中にポツンと1個だけ白くなっているところが、この大きな建物なんですよ、きっと。

○杉本砂防課長

これは逢初川の中だよ。

○大川井森林保全課長

川のすぐ脇ですよ。

○杉本砂防課長

そう脇ですよ。999。

○大川井森林保全課長

建物は、このL字型に抜けてるこれだと思いますよ。

○杉本砂防課長

どっちの建物言ってるの。

○清水総務局参事

ここがちょうど抜けてると思ったので。

○大川井森林保全課長

これはね、これじゃない。

○清水総務局参事

そうか、この白い線が。こっちか。そうか、こっちの方が。

○大川井森林保全課長

ここの、これのね、もっと沢に、川に近いと思います。

- 内藤総務局長
建物というのは黒い家のことを言ってますか。
- 清水総務局参事
ここに見えちゃったんですよ。
- 杉本砂防課長
どことどこ。
- 清水総務局参事
いや、ここの⑤区域の下でちょっと細長い建物が。
- 大川井森林保全課長
清水さんがいった、これが999で。
- 杉本砂防課長
それ、これだよな。
- 清水総務局参事
でもこれ、白い中じゃ、5条森林じゃないですもんね。多分黒い家はこの辺じゃないですか。
- 福田土地対策課長
④区域と⑤区域の間です。
- 内藤総務局長
④区域と⑤区域の間ですか。
- 杉本砂防課長
黒い家はよく分からないな。
- 福田土地対策課長
ここで落とすのは大変かもしれない。
- 大川井森林保全課長
うん、これに落とすの大変かもしれないですよ。宅地が書いてないので全く分からない。
- 清水総務局参事

この赤い枠がD工区も含まれてるといふか。

○内藤総務局長

でも微妙に違うような気がするな。

○福田土地対策課長

これはC工区でしょ、この赤いのは。でもこの下か。

○内藤総務局長

D工区は、もっと右にあるような感じだったと思う。こっちが正しいとしたら。違うんですか。

○清水総務局参事

なので、若干5条森林にかんであるということですよ。違う、かんであるんじゃない。この白いところにも、D工区があるということですよ。確かにこの斜めの線がってことですよ。

○内藤総務局長

D工区がもっとでかいのか。赤の囲み。形がちょっと違うのか。

○大川井森林保全課長

これはあれですよ。立地調査なので、■■■■氏が承継受けてから、太陽光の設置をしたいといって計画した範囲を、ここに係る法令なんですとかといって、立地調査をかけたものがこれになります。結局これも立地調査やっただけで、太陽光は別にやってないみたいですよ。

○内藤総務局長

県東部健福が県熱海土木や県東部農林と情報共有していたかという話は、廃棄物処理法の議論の時がいいですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

記録上ないんですよ。

○内藤総務局長

ないですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

なさそうですね。

○清水総務局参事

こっちに記録がないんで。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。

○清水総務局参事

森林の方に記録がないので、多分共有されてないのかという。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうなんですよね。

○内藤総務局長

とりあえずいいですか次に進んで。P3の2008というところですよ。これは誰が。

○杉本砂防課長

私です。これは、こちらの調書の中でちょっと確認したいところをピックアップさせていただきました。3ページ目の2008年4月21日のところで、「早急に林地開発の許可申請をするよう指導する」と書いてあることに対して、先ほど少し言ったんだけど、「追認」ということが林地開発上はある程度認められていることなのかどうか、というところを確認したくてここに書いてます。

○大川井森林保全課長

追認というか、都市計画法(による開発行為の許可)は取っていたんですが、林地開発許可は取らずにやっていたので、一旦是正させて、(林地開発許可申請を)審査した上で許可したという状況です。追認というか、当時、(林地開発許可が必要な場所であることを見落としたことについて)市が謝ってきたりとか色々あって、ここは先に市が許可してしまっていたということもありますし、現場(D工区)の方も、県東部農林が気付いた時には(工事が)だいぶ進んでいたというのがあって、そこまでしっかり是正させた上で、1回、その違反(林地開発許可を受けていないこと)に関する是正をさせた上で、審査して、許可しているということですので。資料を読むと開発がかなり進んでいて、現状のまま放置すると防災上の懸念があったりとか、所有権を移転されとか、そういった懸念もあったということもあって、そうことを色々総合的に勘案して、早急に県で林地開発許可の審査を行って、しっかり許可して取り込んで、しっかり事業者を指導するというふうを考えていたんじゃないかと思います。

○杉本砂防課長

今回の場合は市の方が先に許可を出しているということもあるので、そういうことも考えたのかなと思うんですが、一般的に、今回のように後から知った時にはどういう対応

になってくるんですか。

○大川井森林保全課長

無許可(林地開発許可のこと)でやっていた時に、どういう対応するかというのは、森林法第10条の3に、「復旧に必要な行為」というのが規定されているんですが、基本的には「原形に復旧する」ということを言うんですが、既に森林を開発して、森林以外のものになっているところに対して、原形どおりの元に地形を戻して、原形どおりに樹種とか樹齢の同じものを元に戻せといても、それは実際上不可能な話でありますし、不合理な場合も考えられるので、「植栽とか、その他の措置によって、森林が従前有していた公益的機能を復旧するということも含む」と解されているものですから、復旧命令の内容として多いのは、やはり「植栽とか、緑化工を行って森林に戻しなさい」というものであったり、開発の進み方によっては、防災施設(の整備)をやって、その森林が元々持ってた防災機能をその防災施設で代替するというような考え方。なので、防災施設(の整備)をやって是正させるというのが。

○杉本砂防課長

そうすれば問題ないと。

○大川井森林保全課長

そうそう。

○杉本砂防課長

(森林法)10条の3にそういうようなことが(規定されている)。

○大川井森林保全課長

(森林法には)「復旧に必要な行為」と書いてあるだけで、具体的には書いてない。それは、QAとかに書いてあるんです。

○杉本砂防課長

そういうのあるんですね。

○内藤総務局長

(無許可開発の)是正をさせるためには、まずは(林地)開発許可がないとっていうのがあるんですか。順番としてちょっとよく分からなかったんですが、まず、是正をしっかりとさせて、そこから改めて許可するという、そういう順番なんですか。

○大川井森林保全課長

はい。そうです。まずは是正させるのが先です。

○内藤総務局長

この場合はどうだったんですかね。是正の命令みたいなものを。

○大川井森林保全課長

(本件では)命令までしなくても行政指導で(是正に)従ったので、それこそさっきからちょっと話が出ている「植栽」だとか、「種子の吹き付け」というものをやらせたということになる。

○杉本砂防課長

なので1回森林に戻させることが是正措置。

○内藤総務局長

戻させてから許可申請をしてもらった。

○杉本砂防課長

でも、是正措置として植林しても、すぐに木々がばーっと生える訳じゃないですか。

○大川井森林保全課長

生えるわけじゃないです。

○杉本砂防課長

でも、そういう行為(植栽、種子の吹き付け)をすれば、とりあえずOKっていうことですか。

○大川井森林保全課長

森林に戻したという形でいいと。

○杉本砂防課長

それはもう、そういうやり方があるということですね。分かりました。

次に4ページ目の2008年5月1日の2ポツ目の、「災害防止のため、都市計画法の許可を得ている防災施設を早急に仕上げること」(とある防災施設というのは)、先ほどから出ている木の枠で作った沈砂池とか、水路を作るとか、そういうことを言っているということですか。

○大川井森林保全課長

はい。基本的には、仮設沈砂池を指している。

○杉本砂防課長

分かりました。それで、そこの現地確認はしてましたよね。さっきの写真。

○大川井森林保全課長

はい。

○杉本砂防課長

次に5月8日の2ポツ目、今後の対応、6ページ目か。

○大川井森林保全課長

これさっき出てきてたやつかな。森林審議会に林地開発許可をかけるのが間に合わなかったことを考えて、案として考えていたというぐらいの感じ。実際は林地開発許可をとっているの。

○杉本砂防課長

自分は、この書きぶりがすごい嫌で。ここでなんで「1ヘクタール未満となる計画にさせる」という、そこにすごい引かかっちゃって、この言葉が。何か、「伐採届でいいよ」というようなことで誘導してるようにも見えちゃうという。ここの書きぶりが、県の姿勢としてちょっとどうなのかなと思ったんですね、ここの。そういうことで、敢えて林地開発で何を考えていたのかとかということ、ちょっとこの表現させてもらったんだけど。

○大川井森林保全課長

県が積極的に1ヘクタール以下にするように考えてたわけじゃないと思いますけど。

○杉本砂防課長

だから、もうこの表現変えられないのかどうか分からないけど、ちょっとそこ、自分は気になりました。

○大川井森林保全課長

これ公文書に書いてあるんですよね。

○杉本砂防課長

じゃあ、しょうがないね。

○大川井森林保全課長

気になるのは気になりますけど。

○杉本砂防課長

あと、5月30日の論点の2ポツ目、「改変した土地の原形復旧を行わせていないのは適切だったか」、これはさっきの話と同じですかね。

○大川井森林保全課長

はい。さっきの話と同じですね。

○福田土地対策課長

あれは原形復旧とは呼ばないということですか。種子吹付けとか、植栽とかしてたじゃないですか。

○内藤総務局長

原形というのが、元の形と完全に同じというか、難しいかなということですか。

○杉本砂防課長

原形というか、元の森にという「原形」という意味がちょっとそういう意味ですよ。

7 ページ目。2010 年 7 月 22 日、で、2009 年 12 月 23 日に期限が切れている、期限がもう切れていて、期限が切れている期間の対応として、適切だったのかなと思って。この間にも色々何か行為をされていたりということもあるので、本当にこれ以上させない、開発行為をさせないというんだったら、例えば、バリケードを設置したりとかして、進入を防ぐとかできたと思うんだけど、その期間内の対応というのがどうだったのかなと自分はちょっと感じました。

○大川井森林保全課長

確かにそうですね。対応としては、工期がもう切れちゃってるものですから、2009 年の 11 月 2 日に██████に対して、工期切れに対する対応を口頭指導したりとか、それは D147 あたりにあるんですが、そんなことはしていたんですが、だけど代理人から社長と打ち合わせができない状況だとか回答があって、立ち止まってしまったのかなと思うんですが、本当だったら、厳しくやる必要があったかもしれないですけど。

○杉本砂防課長

なんか、違反行為をどんどんされちゃう恐れがあったので、そういうことも半分強制的にできるんだったらやってもよかったのかなと思ったんですね。

次が 8 ページ。3 月 25 日の 3 つ目のポツ、「盛土材料の木片等の異物を除去すること」というところなんですが、これも木片混じりの土砂ということで、こういうものって産廃扱いとかというのは考えなかったのかなという。

○大川井森林保全課長

そうですね。当時どう考えてたかというのはよく分からない部分はあるんですが、これまでの廃棄物リサイクル課の話聞いても、木片混じりの土砂って廃棄物としてはなかなか扱えないみたいなどころがあるんで。

○杉本砂防課長

そうそう。

○片山廃棄物リサイクル課長

という感じがする。で、この後のD176 という文書が。

○大川井森林保全課長

D176 は廃棄物リサイクル課の文書か。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね、廃棄物リサイクル課の方です。一応、D工区に土砂が搬入されていてという情報提供が、熱海市からあったんです。タイミングが3月25日なので、これがたまたまなのかよく分からないんですが、熱海市からそんな話があって、了解して「現地を確認します」と言ってるんです。で、現地確認を4月11日とか、D178とかD179とかで、4月に行ってるんですね。行っているというのが(記録が)あるんですが、現地は確認してるんです、この言葉どおりに。じゃあそこから先のところを産業廃棄物(担当課)としてどう対応したかというのは、記録上ないんじゃないかなど。残ってる文書の記録上は、そんな対応なので。

○杉本砂防課長

だから、木片入りの土砂の取り扱いじゃないけど、難しいなと思って。

○片山廃棄物リサイクル課長

だから、(産業)廃棄物担当としては、土砂の中に木くずが多少混じっているということなら、それは廃棄物ではなくて、(木くずが多少混じった土砂は)あくまで残土と考えたという可能性も十分あるので。

○杉本砂防課長

その辺は、廃棄物処理法の方で多分この辺は整理されてくると思ったので、そちらに任せます。

続いて、少し戻ります。3月17日に中止命令の話が出ていて、2ポツ目でいいのかな、「指導に従わない場合又は到達しない場合は中止命令を行う予定です」となっていて、結局その中止命令が行われていないじゃないですか。それがなぜかという、3月17日の3つ目のポツに、「法に基づく命令等の処分は占有者、所有者にも承継されるため、命令を行っておくことが違法行為への抑止効果を持つ」とここで謳っているんです。

で、3月25日に通知したけど、返送して戻って来てしまったということで、そこからもうこの関係のものが消えているんです。それで、2020年の1月10日に■■■さんが、林地開発の地位を承継しているじゃないですか、だから、この時点で中止命令を出せばまた良かったのかなと思うんです。

その次のところでも、2010年3月17日に、今度ちゃんとしたのが、この届出が提出

されているので、もう確実にもうそれが明確になった時点で中止命令を出しても良かったのかなと思うんですが、それがなんでここで止まってしまったのかなというのが。

○大川井森林保全課長

この本当のところっていうのはちょっと書いてないので分からないんですが、考えてみるに、D173 があって、これは電話口頭記録ですが、ここで言ってるのが、この整理表の方に来ているんですが、ここで言ってる中止命令については、「その占有者、所有者に承継される」との森林法上の規定が書かれている。で、その命令を行っていることが違法行為への抑止効果を持つもの、一応、森林法の規定をただ言っただけというか、そういう感じはします。次に承継した人が、もっと悪質な人というか、そういう人だったら中止命令出しておけば、そういった抑止効果もあるという意味合いで言ったんだと思われます。一方で、現地の状況というのは、D198 にあるように、現地調査をやった時の話ですけれど、さっきも出てきましたが、工事の進捗がなくて、土砂も出てなくて、徐々に自然緑化が進んでいるという状況もあったので、切迫した危機感というのは感じられなかったんじゃないかと思われます。さらに進んで、■■■■氏が地位承継した時なんですが、D 227 に地位承継届があって、ここに「承継時には完了の工期が過ぎているので、承継届が受理された後に速やかに変更届を提出し、工期の延長をします」と理由書が添付されていたりとか、事業者から東部農林事務所に開発の方向性について協議もされていたので、違法行為を行う可能性が低いと思ったのではないかなど。それで中止命令は出してないんじゃないかと思います。

○杉本砂防課長

令和2年ですよ。

○内藤総務局長

ちょっと時期が違うような気がするんですけど。中止命令を行う予定だって言っていたのは平成 23 年ですよ。

○杉本砂防課長

そうそう。■■■■さん取得したのは、平成 22 年でしたっけ。

○片山廃棄物リサイクル課長

平成 23 年 2 月。

○内藤総務局長

平成 23 年 2 月。

○杉本砂防課長

平成 23 年 2 月か。だけど、地位承継はそうなんだ。そこもなんかすごい空いてますよね。なんで急に。だから■■■さんに移った時にすぐぱっとやってみればよかったなと思ったんですけど。ちょっと時間かかっているなという認識ですね。分かりました。

○望月盛土対策課長

一つ教えてください。承継するときって、その承継者の資格とか信用力とかチェックするんですか。

○大川井森林保全課長

承継の時はしていないんじゃないかな。

○杉本砂防課長

変な人じゃないかっていうかね。ちゃんと。財力じゃないけど。

○福田土地対策課長

見るような気がします。

○大川井森林保全課長

一応、申請者の資力および信用に関する申告書という。これ市長宛てに行ってるんです。これ都市計画法の関係ですね。

○福田土地対策課長

同じ基準で見るような気がします。

○大川井森林保全課長

森林法上はちょっとないですね。

○内藤総務局長

届けは森林法施行細則第 9 条の規定によりと書いてあって、多分、届け出だから、許可ではないのか。届け出ればもう、地位は承継されてしまう。

○大川井森林保全課長

地位承継届につけるもの(添付書類)、これ(本件は)個人が承継してるんであれなんですけど、法人のときは法人登記証明書とか、代表者の氏名、役員、組織運営に関する定めを記載した書類、権限を取得したことを証する書類……。

○内藤総務局長

それがあれば、どんな人であろうと、もう承継されちゃうということか。

○望月盛土対策課長

一番最初の申請の時って資格要件とかチェックするんですけど。

○大川井森林保全課長

資力の確認は、防災工事をやるだけの資力があるのかどうかということについて、許可の審査事項ではないんです。一般事項として確認をするというだけ。

○望月盛土対策課長

今回、無資格で、無届けで伐採して、是正命令をして、是正が完了した。そこで林地開発の許可をした。そのときは資格要件とか犯罪履歴とか、一切調査してないってことですか。

○大川井森林保全課長

どこの話でしたっけ。

○望月盛土対策課長

一番初めの話。まず、無届けで伐採しちゃったじゃないですか。一番始めの話、ずっと前。

○大川井森林保全課長

D工区の、 の。

○望月盛土対策課長

そうそう。そのときは無届けで、是正命令出して、是正させて、次に林地開発の許可をした。そのとき(林地開発許可)の審査って何かやるんですか。

○大川井森林保全課長

審査してますね。

○杉本砂防課長

それは の審査ということだよな。

○大川井森林保全課長

うん。 の審査は、D102の申請書に基づいて、審査しているんです。

○望月盛土対策課長

無許可だから、資格要件はない(無許可で林地開発を行ったので、林地開発許可申請を行う資格はない)と、はじくことはできないんですか。

○大川井森林保全課長

そういう規定はないですね。

○望月盛土対策課長

そもそも是正命令出して、是正させてる者に、許可出すというのはちょっと分からない。悪質性が高い者に何で許可を出さなければならないのか。

○福田土地対策課長

今回の場合、都市計画法の許可がおりてるんです、そもそも。なので、許可をさぼったという要素が少ないという判断がされたんじゃないですか。私も最初はもっと悪質な話かなと思っていたんですが。

○内藤総務局長

業者が言うには、「都市計画法で許可をもらっていて、ここが(林地開発許可が必要な)森林だとは知らなかったと。知っていれば当然、しっかりやっていたのに」ということを言ってるので、まあそういうことなのかなと。

○福田土地対策課長

多少、情状酌量の余地がありますよね。

○大川井森林保全課長

確かに記録の中には、そういう書きぶりもあって、一方的に事業者が悪いとも言えないというか。

○福田土地対策課長

是正も結構素直に従ってたんですよ。まあそれでも駄目だとは思うけど。

○望月盛土対策課長

その手続きが、僕ら都市計画とかやっていると、1回、犯罪履歴的なもの、是正命令を受けちゃうと、もうそれ以降の申請手続きを受け付けられない、というようなイメージがあるので、何か非常に違和感を感じてしまう。

○清水総務局参事

■■■■■に対する対応っていうのは、一般的に正しい対応という形になりますか。

1 ストライクでアウトみたいな感じがするんですが、それが普通な感じですか。

○望月盛土対策課長

1回是正させればクリアになるようなイメージになってしまうので。だからそこら辺、一

般の県民から受け入れられるのかなど。

○清水総務局参事

セカンドチャンスはないような感じなんですか。

○福田土地対策課長

そこは確かに説明が必要かなという気がします。

○内藤総務局長

今のところ論点になるかもしれませんね。そういうことをやった業者に、また許可したことがどうだったのかとか。

○望月盛土対策課長

今回は■■■■が関係しているというのは分かっていたんですよ。そうすると、A、B工区(⑤区域のこと)、そこでいろいろな悪質性が高いことをやっていたということが情報として上がっていれば、じゃあC工区からD工区は介入しようということになったかもしれないし。

○大川井森林保全課長

都市計画法上は、そういう犯罪履歴とかそういうのがあると、排除するっていう規定があるんですか。

○福田土地対策課長

都市計画法第 33 条 12 号に資力信用の規定があります。

○大川井森林保全課長

森林法だと資力の確認はするんですが、そういう犯罪履歴があるから排除するとかそういう規定がないですよ。

○福田土地対策課長

確か、事業を確実に実施できるという担保を求めるといった条文があった気がする。

○大川井森林保全課長

審査する中で、審査基準の中にその項目は入ってなくて、一般事項の中に入っていて、そういう資力があるというのも、ちゃんとお金があるというか、それが融資証明書であったり、銀行の残高であったりするんですが、そういったもので確認できれば。

○内藤総務局長

今みたいなどころ、だから、今後はそういうところも厳しく見るというか、何かもう少し

厳しい基準を設けるとか、そういう対応を考えないといけないかも知れないと思うんですが。その論点で中止命令を出さなかったことについてどうだったかっていうのは元々論点として、挙げてくださってるので、ここもちょっと今後議論していきたいなと思います。

○内藤総務局長

はい。ここまでやっちゃいますか、4つ。

○福田土地対策課長

ここから4つ私なんですけど、今までの会話の中で分かったところもあるので、部分的に飛ばします。一番上はもうこれ結構です。2番目ですが、2006年10月がD工区の開発許可、変更許可で、D82を見ると、2008年4月10日に違反を発見したらしいんですが、1年半の間がありましたけど、この間に県として違反を把握する機会はなかったんですか。

○大川井森林保全課長

記録が無いので、なんともいえないですけど、気付いてないんですよ、ここまで。

○福田土地対策課長

気付かなかったというってことなんですよね。分かりました。

○杉本砂防課長

ちなみに、パトロールってあるんですか。森林の関係の何かパトロール。五条森林パトみたいなの。保安林パトみたいなの。

○大川井森林保全課長

砂防と一緒に、治山パトロールしかない。山が崩れたところなんかは見に行くことはありますけども。開発地は見に行かないですね。

○福田土地対策課長

広すぎますもんね、道もないし。

○望月盛土対策課長

最近では裸地を把握するために衛星とかでやってるでしょ。

○大川井森林保全課長

それこそ、そういうのは今やっていますけど、この当時どうだったかっていわれると、そのときはやってなかったと思います。

○福田土地対策課長

次がD84で、2008年4月16日とあるんですが、市が開発事業の中止に対し難色を示しているような記載をどこかで見たのですが。

○内藤総務局長

4月16日にありますよ。「開発許可を中止されると大変困る」と。

○福田土地対策課長

この辺の理由を確認されてますか。合理的な理由があったんでしょうか。本来法律に書いてあることなので、 は別に市の土地利用事業承認の中で言われなくたって本来やるべきであったと私は思っていて、それに対して、市は多少負い目はあるにしても、別にそんなに卑屈になる必要はなかったという気がしています。にもかかわらず、市の方で県に対して、自分たちのミスなので、何とか勘弁してやってという話があったんでしょうか。

○大川井森林保全課長

それはあったと思います。

○福田土地対策課長

やっぱりあったんですね。

○大川井森林保全課長

今答えが出ちゃったと思うんですが、市は都市計画法の許可を出してしまっていて、その時に土地利用委員会にかけてたんですが、森林であることを失念していたということがあって、結果、林地開発許可を所管する東部農林事務所にそのことを伝えていなかった、という確かに市は負い目があったとは思いますが。それについてどこかに顛末書というか、出たと思うんで、そういうことかなと。

○福田土地対策課長

私は、県が業者に対して優しくしたんじゃないのかというところを心配したんですが、午前中から話を聞いてそういうことはなかったということは、何となく分かったので、いいと思います。ただ、この部分は、外から見ると突っ込まれそうなので、ちょっと注意した方がいいと思ってます。

○杉本砂防課長

でもそれって、熱海市の話なんだけど、開発行為を受け持っている所管課であれば、そういうエリアが都市計画法以外に、他にどんな法令がかかっているかということは、当然チェックするよね。

○大川井森林保全課長

チェックすると思います。

○福田土地対策課長

リストにあるんだもの。

○杉本砂防課長

ねえ。リストにあるんでしょ。

○福田土地対策課長

この法律とこの法律、そして所管課が全部書いてある。

○大川井森林保全課長

それで、立地調査やるんですよね。

○杉本砂防課長

それで分かってるんだ。

○福田土地対策課長

分ってる。それで気が付かないというのはありえないと思います。

○望月盛土対策課長

第二盛土も同じじゃなかったでしたか。

○大川井森林保全課長

第二盛土も確かそう。でも第二盛土は、太陽光とかですよ。あそこは宅造の許可が出てると思うんですが、あそこについては、あそこ単体では1ヘクタールないので、1ヘクタールないと思って、県に言わなかったっていう感じはあるかも知れないですが、そこはね推測なので、分からないですけど。

○杉本砂防課長

なんか見て見ぬ振りをしていたと思われるのが嫌ですね。

○福田土地対策課長

そうそう。そうなんですよ。

○望月盛土対策課長

熱海の話って、一般の県民からは県が悪いと思われてしまっている。県が許可しているとか、そのように思われている県民の方々が多い。

○内藤総務局長

今更ですけど、森林法としてはしっかりこれは。

○望月盛土対策課長

やってるってもっと全面的に言わないといけないと思っているんですが。

○内藤総務局長

何か突っぱねてもよかったのかなという気はしないでもないですけど。

○杉本砂防課長

うん。

○望月盛土対策課長

そうすれば、例えば残土、C工区とD工区、E工区の残土が投棄されない可能性もあったでしょ。どこに持っているか分からないけど、その土を今回の源頭部へ持っていった可能性ある訳でしょ。という可能性もあるんですよ。

○杉本砂防課長

ないことはないんでしょうね。

○福田土地対策課長

分からないとは思いますが、熱海市はこれあくまで失念ですよ。熱海市が積極的に出さなくていいと言ったということはないですよ。■■■■が林地開発許可に該当するんじゃないかと聞いてきて、「いや該当しない」と回答したということはないですよ。

○大川井森林保全課長

そういう事実は分からないですね。

○内藤総務局長

それがあつたら■■■■は声を大にして言っているんじゃないですか、多分。それを言っていないので、そこまではさすがに市もやってないのかなと。

○福田土地対策課長

分かりました。私は以上です。

○内藤総務局長

休憩しますか。

(休憩)

○内藤総務局長

いいですかね。それでは再開します。4番の資料の25ページ、所管法令に基づく手続等についての考察のところですが。元々の資料の27ページ、森林の9ページというところで、下から7行目、指導文書を出して、「あて所に尋ね当たりません」と返送され、中止命令をする必要性も薄れたとあるんですが、薄れたっていうのはよく分からなくて、そうは思っていないんですが私は。追跡してでも中止命令を出せばよかったのかなと考えていて。追跡ができなかったということかと思ったんですが、ただ一方で、後に、東部農林が■■■■さんの代理人に対して、地位承継に必要という理由で、前事業者■■■■の押印をお願いしますと指示を出していて、その代理人という人は難なく■■■■の押印も貰ってきているので、この時点でも調べればすぐに■■■■に会えたんじゃないのかなと思われるんですが、ここはどのような判断があったのかというのを聞きたいです。

○大川井森林保全課長

当時のことが、そのままこの質問に対する回答が書いてないので、推測の域は出ないんですが、僕も何か調べる方法はなかったのかなとは思いますが、■■■■の事務所もなくなって、電話も通じなかった。で、配達証明で出したんですが、戻ってきてしまったということもあって、その時、連絡をつける方法がなかったのかなとも思われます。ただ、その■■■■氏が土地を手に入れたというのは、文書を読んでいったら、競売で土地を入手している、D217あたりにそれがあるんですが、打ち合わせ記録用紙というのが令和元年の11月6日金曜日というものなんです、この時に、この■■■■氏と書いてある、で、太括弧の土地の取得経緯の。

○内藤総務局長

「競売なので■■■■本人と直接話をしている」と。

○大川井森林保全課長

そうそう。と書いてあるので、ここで競売で手に入れているということは、それから連絡が取れるようになってるのかなという感じもして。まあそういうことじゃないかなと思います。

○内藤総務局長

じゃあそれで初めて判明したと。競売があったから。それまでは行方をくらまして誰にも分からないと。

○大川井森林保全課長

と思われるぐらいしか、言えないですが。

○内藤総務局長

当時一応、探そうとはしたんですかね、■■■■を。

○大川井森林保全課長

ちょっと、どの程度の意識で探そうとしていたかというのは分からないんですが。

○内藤総務局長

というか、探すというよりも、中止命令の必要性も薄れたみたいな書き方なので。

○大川井森林保全課長

はい。まあ、現場としては、先ほどからも出ていますが、工事も進んでないですし、土砂も流出していない。で、緑化も進んできてしまっているような状況もあって、だんだん意識が薄れていったのかな、とは推測します。

○内藤総務局長

仮にこれ、中止命令というのは、■■■■がどこにいるのか分からないけれど、何か例えば、官報に載せるとかそういう方法もあり得るんですか。

○大川井森林保全課長

ちょっとね、その手法はね、分からないですね。ただ、あるんですか、それって。

○内藤総務局長

ごめんなさい。自分もよく分からずに言っているんですが、相手がいらない場合、告示とか公示か何かで、この件については中止命令を出しますといったことをやればいいのか。それが有効なのかちょっと分からないんですが。

○大川井森林保全課長

今後は、みたいな話かも知れないですが、そういう手法があるのか、ないのかとか。

○内藤総務局長

それはまた法規とかね、確認してみてもらって。相手がいらないときはどうしたらいいのかということ。はい、それだけです。次の方。

○清水総務局参事

2段落目とあるのが、2段落目の中に、原型復旧をしないことに合理性がある場合、とあるんですが、合理性があるというのは具体的にどんな場合なのかというのが、参考までに分ればと思ったところと、あと同じ2段落目で、原型復旧のために再び土砂を移動することで、逆に土砂が流出する恐れがあるとなっているんですが、何を捉えてそのように判断しているのかというところが、そのように考える理由を書いた方がいいのかなと思ったので、そのように書かさせていただきました。

○大川井森林保全課長

はい。二つまとめてお話しすると、原形復旧をしないことに合理性がある場合というのは、先ほどもちょっとお話ししました森林法第10条の3に規定されている、復旧に必要な行為というのをどうとらえるかっていうことになるんですが、基本は原形復旧だと思えますが、原型通りに地形を戻したりとか、原型通りの樹種とか樹齢の木を植栽しろと言っても不可能な話なので、そこで、植栽とか、緑化して終わるのか、それとも防災工事をやらせるのかと、森林の機能を代替する施設を作らせるという手法がありますということです。で、この場合は東部農林事務所が無許可開発を発見した時に、都計法の許可に基づく擁壁が既にできていたりとか、工事が既にかなり進んでいた状況だったので、またこの擁壁を引っ繰り返して取ったりとかする、撤去させたり、盛土を動かしたりとかになると、また大きな土地の改変が必要になりますので、そうした場合、また土砂流出の心配もあるということで、そういったところで。それにここは都市計画法の許可地でもあったということもあって、そこに合理性があるということで、最低限の緑化をやらせて、そのあと許可している、ということだと思います。

○清水総務局参事

分かりました。次の3段落目、今までのご説明で回答いただいている内容になってしまうかもしれませんが、3段落目に、横断排水溝の完成など一定の効果があつたとあるんですが、排水施設自体はその全体計画の何割程度が整備されたのかとか、あとは現地確認等がどうだったのかというところもあつたんですが。

○大川井森林保全課長

排水施設については、先ほど図面をお渡しした緑の部分が作られているということで、それが何%とか、何割かというのは、ちょっと数字では言えないんですが、で、その後の現地確認っていうのは行ってないと思われます。

それこそ、今は、熱海の災害後は東部農林と熱海市役所で毎週パトロールに行ったりとか。で、排水の状況とか、流水の状況については、(令和5年)6月2日の大雨の時に、我々も見に行っていますし、そういうことはやっています。

○清水総務局参事

はい。分かりました。ありがとうございます。4段落目と5段落目のところで、指導文書が返戻されたことをもって、中止命令の必要性も薄れたと確か書かれていたかと思うんですが、このように考察のところでまとめるのはどうかと。何か別の表現があればいいと思ったところなんです。やはり、さっき内藤局長の方からもありましたが、指導文書が返戻された場合の命令のあり方というか、やり方というか、そういったものについて法律相談を行った上で、見送ったのならいいんですが、仮に返戻された事実のみをもって、その後の対応を諦めたということであると、ちょっと足りない部分があつたのかなという印象も受けるものですから、そのあたりがどうだったのかということと。あと、事実関係

のところで、事業者へのアプローチの間隔が空いたりというところもあったりするので、考察のところではそのあたり、何故なのか、という理由はなかなか難しいかもしれないですが、事業者へのアプローチの期間が空いたことについてどう考えるか、というところの考察とかもあってもいいのかな、と思いました。

○大川井森林保全課長

これについては、また担当者に聞いたりだとかという場面があるのであれば、そういったものを踏まえて、書いていけばいいかなと。

○清水総務局参事

そうですね。2 ポツ目もこれも返戻されて以降空いているので、その間事務所の方の取り扱いがどうかというところも確認する必要があるかな、と思ったので、書かさせていただきました。以上です。

○内藤総務局長

次は、6、7行目のところ。

○杉本砂防課長

これは私ですけど。

○内藤総務局長

これは同じですね、さっきと。

○杉本砂防課長

同じですね。14、15 も同じことなんですけど、自分もやはり一定の効果があったと判断した理由が、その括弧書きでも書いてあるように、ここの完成により、防災上必要最低限の安全確保ができたのか、というところ。そういう視点から見てどうだったのかな、というところが自分も確認したかった点です。

○大川井森林保全課長

うまく表現できていないですが、一定の効果があったという部分については、どちらかというと、横断排水溝の辺りの地盤が一番低くなっていて、C工区とかE工区とか、向こうに水が行っていないよ、という意味合いで書いています。確かにその横断排水溝の先の排水路はできていないので、それはどうなんだというところはあるんですが、少なくとも、C工区とかE工区側には、表流水が行っていない構造になっているというところを記載したつもりでいます。表現はちょっと変えた方がいいとか、あるかもしれないですが。

○杉本砂防課長

適切な表現じゃないかもしれないですが、側溝ができた、横断側溝ができた、そこか

ら先は土側溝というか、まあ垂れ流し状態で、あと自然の地形に沿って、こう、流れているとかですよ。

○大川井森林保全課長

はい。

○杉本砂防課長

それが防災上なんて言うのか、一定の効果があった、どういう表現がいいんだろう。本来であればそこから先の流路工というか排水路で整備して、流末まで排水路で全部ちゃんとなげ、という計画ですよ。

○大川井森林保全課長

ですね。

○杉本砂防課長

だから、どちらかという、下流域の流域間をまたいで水の行き来というか、そういう話じゃないということですよ。

○大川井森林保全課長

そうです。

○内藤総務局長

この横断排水溝というのができなければ、逢初川の方に水が行ってしまったということなんですかね。

○大川井森林保全課長

元の地形がどうなったかというのもあるので、そうとも言い切れないんですが、ただ少なくとも道路の勾配だとか、D工区側からの勾配から一番その横断排水溝の辺りが一番低くなっている、少なくとも何か源頭部の方の崩壊に何か影響が少なからずあったのではないかと、いうところからスタートしているとすれば、そういう構造にはなっていない、という意味合いです。

○杉本砂防課長

元々のその排水計画で考えていた流域の変化、変更はなかったということですよ。

○大川井森林保全課長

はい。

○杉本砂防課長

だから、一番心配しているのは今言ったように、ここの水が逢初川に行っているかも知れないというような疑問というか、そういうことに対しての回答としては、流域を跨いだとか、流域的には計画通りになっています、というところは言えると思うんだけど。だから、何か、横断排水溝の完成により一定の効果はあった、ということよりも排水計画上の流域変更はなかった、という言い方のほうがいいかなど。

○内藤総務局長

うん。完成させることはできなかったけど、排水計画上の流域変更はなかったと書いた方が。

○大川井森林保全課長

分かりました。ちょっとそこは表現を考えてみます。

○内藤総務局長

そうですね、はい。いいですか杉本さん。

○杉本砂防課長

はい。

○内藤総務局長

はい。じゃあ次は。

○福田土地対策課長

これ2つ私です。1つ目はさっきの話の中で大体分かりましたので結構です。この辺は後から何か言われそうな話なので、理屈を用意しておいてもらえればと思います。2つ目のところもさっき話に出まして、違反開発業者は、都市計画法だと排除ですから、林地開発許可に際してもその辺がどうなのか、と思ったものですから書きました。これもさっき話に出ていますので、これも結構です。

○内藤総務局長

いいですか。

○福田土地対策課長

いいです。

○内藤総務局長

それじゃ5番のところ。はい。

○清水総務局参事

最初のポツの方は、考察のところ、④区域と、①区域の関係の比較だけであって、それに加えて、④区域における東部健康福祉センター等との動きの関係についても考察というか情報共有があまりされていなかったという事実が大きくなってしまふのかもしれないですが、そういったところも考察として、最終的には入れた方がいいのかな、と思ったので書かさせていただきました。2つ目のポツの方は先ほど、あの災害の発生以降は市と県で見に行ってるというお話がありましたので、それについては大丈夫です。

続いて、まとめのところ、そのままいかせていただきますが、2段落目で、防災施設の設置を強く求めるべきであった、と書いてあるんですが、何で求めなかったのか、というところの理由の考察というか、これこれこういう理由で強く求めなかったんだけどみたいな、何かがあるといいな、と思ったので、そこは事実関係とか見ていく中で何を入れたらいいのか、ということが見えてくると思うので、これからかな、というところはあるんですが、何か欲しいな、と思ったのでそう書かさせていただきました。

あと、4段落目のところで、研修を拡充とあるので、もう少し具体的に、今までやっていなかったけどこういうことをやり始めたとか、そういったところも改善策としてアピールしていった方がいいと思うので、具体的な内容もあった方がいいと思いました。

あと、面積の関係で、機器の整備を進めている、というところがあるんですが、あの災害以降で、現場での対応として改善したような点があれば、機器の整備に加えて、ソフトとしてこういう対応もやるようになったとか、もしあればですが、そういうものも入れた方がいいんじゃないか、と思ったので、そのように書かさせていただきました。以上です。

○大川井森林保全課長

それは具体的に研修なんか、その意識改革だとか、そういったことを意識してやりますし、あと、面積を測る物についても、自分たちで測る機器整備の他に、測量費なんかも計上しているので、そういったことも踏まえて、追記することはできるかなと。

○清水総務局参事

やっていることは書いてあったほうがいいと思うので。

○杉本砂防課長

すいません。ここの防災施設というのはどういうイメージで書いてくれてるんですか。今、清水さんも言っている防災施設の設置を強く求めるべきであったという、その防災施設というのは何をイメージしてるのかなと思ひまして。

○大川井森林保全課長

ここでいう防災施設って、仮設沈砂池ぐらいしかありませんよね。

○杉本砂防課長

そうですね。

○杉本砂防課長

で、もう一応設置はしてくれてあるじゃないですか。2箇所、3箇所。

○大川井森林保全課長

計画上は2箇所なんですけど、それが上手にできていないというか。

○杉本砂防課長

この防災施設の設置を強く、と書いているけれども設置はしてあるので。なんて言うのかな、設置じゃなくて。

○片山廃棄物リサイクル課長

逆に、場所なんですけど、位置ですか。

○福田土地対策課長

効果の問題なのかな。

○片山廃棄物リサイクル課長

効果ですか。

○杉本砂防課長

だから何を強く求める、設置はもうしてくれているので、何を強く求めているのかなと思って。

○大川井森林保全課長

防災完了まで、しっかりやるように、という感じかもしれないですけど。

○杉本砂防課長

その施設を木で造るのではなくて、もう少し何か強固なものにするとか、あるいはそこに流れ込むようにちゃんとした水路の整備とか、そういうことも考慮した位置に。要するに計画は多分あれでいいと思うんですけど、実際に現場に入ってみると、そこじゃないと、もっとこっちの方が効果的だよね、というところとか、そういう現地状況を見て設置位置の検討、変更とか、あとそこまで流れ込む側溝の整備とか、何か、もう実際は防災施設を設置してくれてあるので、何を強く求められてるとというのがちょっとこれだと分からないというのが、聞いていて。

○大川井森林保全課長

そうですね。ちょっと具体的に書いたりとかして、分りやすく変えた方がいいですね。

○杉本砂防課長

これだと何か防災施設をやってないように見えてしまうので。やってくれてあるので、実際はね。

○片山廃棄物リサイクル課長

沈砂池とか側溝。防災施設って、沈砂池ですか。

○大川井森林保全課長

沈砂池ですね。

○杉本砂防課長

沈砂池ですね。

○望月盛土対策課長

ちょっと話が変わって、これも余談なんですけど、D102 のところの 10 ページ、13 ページをめくってもらって。下の方に二つ平面図があって、下の方に沈砂池が二つあるような絵になっているじゃないですか。で、一つは、これ■■■■さんの別荘の北側とその真横。ここに二つ作るようになっているますよと。ここが■■■■さんの。

○内藤総務局長

ああ、はいはい。沈砂池はこれとこれですか。

○望月盛土対策課長

うん。迷路みたいになってるね。

○清水総務局参事

全部で三つあるということですか。こうなってるやつ。

○大川井森林保全課長

全部で四つですか。

○望月盛土対策課長

四つというか一つか。迷路が一つになってるからね。

○内藤総務局長

ああ、迷路みたいになっているやつだ。迷路というか。

○望月盛土対策課長

本来はこれは沈砂池になっている設計になっているはずなんだけど。最終的には四角っぽい木柵になっているんだけどね。まあそれはいいんだけど。

○杉本砂防課長

これでこういう流れにして、ゆっくり流し込むことによって、沈砂させるということか。

○望月盛土対策課長

■■■さんがよく来られて、この話をする訳です。元々■■■さんの(別荘の)横に沈砂池があって、それが悪さをしているのではないかと。ここから水が漏れているとか。元々水道(みずみち)があって、実際にこうは造ってなくて、上の方に作ってあるんですよね。

○内藤総務局長

言ってるのは、その実際に上の方に造ってあるやつが悪さをすると。

○望月盛土対策課長

そうではなくて、元々■■■さんはここに造ってあると思った。造ってあったこれをそのまま放置して多少埋めて、実際には地面の下に水が通れるような状態になっているから、大雨のときにはここに集まってきて、そこからオーバーフローしているのではないかと。

○内藤総務局長

それは推測に過ぎないですよ。

○望月盛土対策課長

というようなことをよく言っていて、で、実際にここには造っていないんだよ。

○杉本砂防課長

造っていないんだ。

○福田土地対策課長

場所が違いますもんね。

○片山廃棄物リサイクル課長

それは本人は知っているの。

○望月盛土対策課長

それは知らない。

○片山廃棄物リサイクル課長

知らない。

○杉本砂防課長

実際造ってあったのは、さっきのあれですよ。

○望月盛土対策課長

北の方ですよ。

○杉本砂防課長

こっちですよ。D工区の所に造ってあった。そこには造っていないんだよね。

○望月盛土対策課長

「TRUTH」という本にここの絵があって、住民がここを工事やるために、源頭部の工事やるために、ここを潰さないでくれと。何のことかな、と思ったんですが、まさにこの話だと思って。

○杉本砂防課長

ここのこと言っていたんだ。

○望月盛土対策課長

じゃないかな、と思った。なんで住民が、その工事、仮設の道路を作るために、■■■■が上に造っている、あれを工事をやめてくれっていう訳。当時、熱海土木がそれに鉄板をひくから大丈夫です、というような回答をしているんだよね。なんでそれを保全しなきゃいけないのかなと思いつつながら。ここの調整池(沈砂池)を壊されちゃうと、埋められちゃうと原因が究明できないんだよ。

○内藤総務局長

ただ元々ないんですよ。

○望月盛土対策課長

そうそう。ない。だけど絵と全然違うところに造ったということは、逆にそれも問題なんだよね。

○内藤総務局長

うん。

○望月盛土対策課長

元々ここに造りなさい、という許可を出しながら、違うところに造らせてしまったと。

○片山廃棄物リサイクル課長

図面がよく分からない。最終的に。

○杉本砂防課長

実際はさっきのD工区のところに作ったやつですよ。

○望月盛土対策課長

ただ高さが高いということなので、水が入るかどうか、とっていて。で、まさに■■■さんのところ(別荘)の横というのはそんな高くないから、水が集まりやすい。だから単純に造っただけになってしまうと、意味のない沈砂池かなと。

○福田土地対策課長

何で場所を変えたんだろう。

○望月盛土対策課長

実際にはもう恐らく■■■さんの別荘ができていたんじゃないかな。

○杉本砂防課長

沈砂池が崖崩れを起こしたというような表現が新聞にも出ていたんだけど、

○望月盛土対策課長

これね、実際に絵が入っているんですよ、これ。薄く崩れたような。

○杉本砂防課長

これこれ。これ沈砂池。これどこなのかな。

○大川井森林保全課長

でも、これってD工区から結構離れていませんか。D工区ってこっちですもんね。D工区の水ってここを流れて、ここからここに接続しますよね。

○福田土地対策課長

こんなところを埋めたかどうか分からないし、埋めただろうけど。

○内藤総務局長

これは■■■さんがよく言っているところですか。

○望月盛土対策課長

そう。そうだと思う。

○杉本砂防課長

よく分からない。

○内藤総務局長

これは位置的には、ここぐらいですか。ただ、これってD工区の話ですよ。そうじゃないんですか。

○望月盛土対策課長

これはここでいいんじゃないですか。

○内藤総務局長

今言っているその沈砂池の話は。

○望月盛土対策課長

そこもありましたね。

○大川井森林保全課長

この計画上のやつ(沈砂池)は、ここらへんところら辺にある。

○清水総務局参事

これですか。

○内藤総務局長

これか。だけどこれなぜか二つできているという話ですよ。

○大川井森林保全課長

そう。

○清水総務局参事

ここって、こっちの方になるんですよ。ちょっと道の形がゆがんでよく分からないんですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

で、そこは造らなかったんですよ。

○望月盛土対策課長

そっちには造っていないと思う。

○片山廃棄物リサイクル課長

この文書って、誰が持つてる文書なんですか。これ。よく分からないな。

- 望月盛土対策課長
いやいや、何で崩れたのかなって、ずっとうちの内部で検討してきたんだけど。
- 杉本砂防課長
20年前の、あそこですか。
- 望月盛土対策課長
よく分からない。
- 杉本砂防課長
崩れてるかどうか分からない。
- 望月盛土対策課長
表層崩れはある。それはある。
- 杉本砂防課長
表面浸食では。崩壊と言うよりは。
- 望月盛土対策課長
図面はね、崩れているんだよ。
- 福田土地対策課長
崩れているんですか。
- 杉本砂防課長
どこにそんな、これですか？
- 望月盛土対策課長
これって、崩れじゃん。
- 福田土地対策課長
そんなの図面に普通書かないですよ。
- 望月盛土対策課長
だって現況を書くから、書くと思うよ。
- 杉本砂防課長
当然そうなるよって書いた図面、何年頃のですか。

○望月盛土対策課長
(平成)18年3月。

○杉本砂防課長
あれ(平成)15年だもんね。あの写真は。

○望月盛土対策課長
(平成)15年か。

○杉本砂防課長
まあ、推定を推定しても真実が分からないですよ。そっちはそっちで考えればいいかなと思う。そっちの結論は、そっちにしちゃうもんで。

○内藤総務局長
確認なんですけど、D102の林地開発許可申請書の範囲というのは、D工区ですよ。何でさっきこの図面があるんですか。このD工区はもう関係ないと思うんですが、むしろこっちの方がC、E工区とか■■■■の別荘が詳しく載ってるような図面が。

○大川井森林保全課長
そこが書いてあるからちょっと分からない。

○杉本砂防課長
結構広範囲にわたって。

○内藤総務局長
肝心のD工区のことについてあまり詳しく。何か薄くなってますよね。

○福田土地対策課長
D工区の沈砂池を表したんじゃないですか、それ。

○杉本砂防課長
防災計画平面図って書いてあるもんな。

○大川井森林保全課長
防災計画平面図ですよ。

○内藤総務局長
D工区の沈砂池は全然違うんですよ。ここら辺と、ここら辺なんです。実際にもそうだし。こんなのそもそもD工区じゃないですか。何でこんな図面がついているのかなと

思っ。なんか謎が深まるばかりというか。

○福田土地対策課長

どんどん分からなくなってきましたね。

○内藤総務局長

話は戻って、まとめのところについて言うと、何て言うんですかね。事業者と連絡取れなくなった場合どうするべきだったとか、最悪の事態を想定して、というところと、あと開発が中断した場合どうするんだ、ということは書いてくれているんですが、そもそも何か起きちゃったときはこうしよう、というのもこれも大事なんですけど、一方で、やはり不適正な業者にやらせないような対策というのにも必要な、と思っ。ていまして、そういう意味では、後で望月さんがいろいろ提案してくれていますが、そういった記載も必要ではないか、と考。えました。じゃあ望月さんいいですか。

○望月盛土対策課長

提案の一つ目ですが、今までずっと皆さんの意見とか、過去の履歴なんかを調べていると、だいたい、森林でいうと1ヘクタール、あと土採取条例でいうと2000平方メートルとか1,000平方メートルとか、盛土条例なんかは1,000平方メートル、1,000立法メートルとか、そこを狙ってそれ以内になるように申請してくる、というのが結構多くてですね、特に、市町もそうなんですけど、なるべく自分たちの条例に引っかからないように1,000平方メートル以上にしてくださいとか、そういう指導しているよう。です。実際問題。だから、それは何かというやはり風土というんですか、職員の資質というか、そういうのは必ずあると思っ。ていて。今回盛土新法ができた時に、盛土新法って3000平方メートルなんです、山の方とか。ただ、そうすると、今まで500平方メートルとかで縛っていた、特に市町条例は500平方メートルなんですけど。じゃあ500平方メートルから3000平方メートルは何もやらないのか、という話になってしまうので、国の方は届出制を入れているんです。500平方メートルから3000平方メートルにしたら届出。で、3000平方メートル以上は許可制にしていると。500平方メートルから3000平方メートルは、単純に届出書を、届出だからあんまり効力はないんでしょう、と思っ。うんですが、それを罰則を入れてるんです。届出をしないと罰則で1年以下の懲役、100万円として。なので、届出も実際には許可制相当になっている、現実。それは法律だからできるんですが、そうすれば相当、網に引っかかるというのか、漏れがなくなる。

○杉本砂防課長

500平方メートル。

○望月盛土対策課長

500平方メートル、という現実はあるんですが、今回、まあ例えば林地開発でいうと1ヘクタールがずっと議論になっているんです。多分そういうふうに出てくるのは、土採取

条例。特に1ヘクタールを境に、1ヘクタールを超えないようにしろとかいう議論がずっとあって。そこってやはり何かしらもう少し強化をしないと、同じことになるのかなと思って。で、一つ先ほどもちょっと話したんですけど、千葉県の方が、0.5ヘクタール以上を小規模林地開発ということで条例化して、許可制にしたのかな。で、今まで許可制にしているというのはあまりないんだけど。そういうものをすることによって0.5ヘクタールからはもう規制をかける、というようなことをしていると。じゃあそれが1ヘクタールが0.5ヘクタールに下がるだけじゃないか、という議論があるかもしれないですが。で、例えばそこで、今回盛土条例、盛土新法が0.3ヘクタールから適用になるから、0.3ヘクタールまで、例えば小規模林地開発のようなものを新たに作って、そうすると盛土条例と一緒にできるんじゃないかと。0.3ヘクタール以上の盛土については、盛土規制法でできる。ただ、伐採とかはそれは適用除外になってしまうので、それは、森林の小規模林地開発という新たな条例を作って、そこで罰則を強化するとか、そういうやり方もあるかもしれないなと思って。そういうところまで踏み込んで提案をしないと、そんなには●●●●のかなと思ってちょっと大胆に入れさせてもらいました。

○杉本砂防課長

その500平方メートルから、届出制になるという話なんですけど、それは届出をもらう、所管するところとか、やるところは県ですか。要するに市からすると。

○望月盛土対策課長

法律上は政令市は政令市、それ以外のところは全部都道府県。で、そうすると、今、じゃあそれを受け入れるところがあるかというとなんか訳です。土木事務所では受け入れていない、届出を受理していない。盛土対策課で審査しているんですけど、それは1,000平方メートルの許可申請だけであって、500平方メートルまで下げていないんです。そうすると、ものすごい数が増える。

○杉本砂防課長

というか、今、条例は1,000平方メートルで、今度盛土新法が500平方メートルになる。それが施行された時に、じゃあその管轄は誰がやるかという、今は県がやることになっていて、県がやるというんだ。ちょっと市だとやはりそれだけの。

○望月盛土対策課長

いやいや。仮に県にしたとしても、誰がやるのと。盛土対策課は(職員が)たかだか10名ぐらいで、じゃあ県庁で●●●●という、物理的に無理だし、それも今後の組織の話になってしまうんですが、各土木事務所に配置しようという動きはある。そうなったとしても、非常に複雑なのが、今回、宅地造成規制法の名前を変えて、盛土新法にしたんです。だからある程度盛土、宅地造成の考え方が全部踏襲されているんです。そこで宅造の方は、検査とか、それが全部市に移譲されているじゃないですか、今。だけど盛土新法は県、都道府県。そこでねじれが出てきてしまっている。だからそうすると全部権

限を県に持ってくるのか、市に残しながら審査をやってもらうとか、そのあたりが決まっていけない。あと、みなし規定というものがあって、宅地造成で審査許可出してるものについては、都市計画の開発行為は免除される、というのがあるので。そうすると、仮に県に権限移譲されたとして、都市計画の審査・権限は全部市から県にもってこないといけな。今はほとんど市町ですよ権限は。それを県の方にもってこないといけな。ちょっとそれってありえないですよ。

○福田土地対策課長

市町は抵抗するでしょう。

○望月盛土対策課長

そうすると組織の話になってしまうんだけど。そういう議論をここでしてもしょうがないですが。言いたいのは、今は1ヘクタールというボーダーラインで、今ずっと色々議論しているんですが、それをもう少し考え方を変えないと同じ議論になってしまうかな、ということで、何か新たな条例か考えた方がいいです、というような結論にもって行って、実際にいつまでにやるというような締めはしないんだろうけれど、提案としては、この会議の提案としてはいいのかもしれないということです。一つは。

○杉本砂防課長

3000 平方メートルは何と一緒って言っていましたか。

○望月盛土対策課長

盛土規制法 3000 平方メートル。

○杉本砂防課長

新法ですか。

○望月盛土対策課長

盛土新法。

○杉本砂防課長

盛土新法は 3000 平方メートル以上、500 平方メートルから 3000 平方メートルは届出ですか。

○望月盛土対策課長

届出。

○杉本砂防課長

そう。はい。

○望月盛土対策課長

提案の2として、これは特別委員会のある先生が、今回の盛土規制法の特別委員会の提言をして、いろいろなことを関係する人が考えるんだろうけれども、その時に是非お願いしたいと懇願された話として、やはり、今回何でそういう事件・事故があったのかというと、組織風土、それが根本的にあるのだろうと。いくらいろいろな議論をしてもしょうがない。だから組織風土を変えるような、やり方をしないと駄目だ、と言われた。ただ、それは非常に大きな話だし、元々の原因、行政対応の検証、去年やった検証でも適用除外というか、組織についてはあえて触れてないんです。そこはあえて触れなかったということがあるので。ただ、そうは言っても、多少でも何か組織的に風土を入れ込んだ方がいいのかな、と思っているんですが、言い方だと思うんです。さっき、少し話したんですが、例えば、ガラ入りの、木くず入りの残土があって、それを廃り課、健福から見れば当然、ガラが入り混じりという認定をするんでしょうが、ただ、我々はそういう目を持ってないから、施工の仕方ですよ。そうするといくら単独で行っても、埒が空かないとなってしまうので、例えば、そこで一緒になって、監督というか、監視に行くというようなやり方が一つあるじゃないですか。そういうのを職員の風土とか、組織を改善するとか。そういうことを提案をすれば、風土の改善の一環になるのかなと思っています。例えば、定期的に人事を入れ替えするというのもあるかもしれない。今まで廃り課の経験のある職員が土木にいるということはほとんどいないし、そこで、定期的にローテーションすれば、産廃を見る目も養われるのではないかと、いうところがあって、そういう意味ではちよつとずつでもいいので、組織的なものを改善することによって、組織風土が変わるのではないかと、いうところが。ということをや何かしらまとめの中に入れて方がいいのかな、というところで、提案の2を入れさせて頂きました。

○杉本砂防課長

これは森林法というわけじゃないよね。

○望月盛土対策課長

違います。全体的な話です。

○内藤総務局長

全体的な話ですかね。なかなか意識を変えと言っても、もう意識というよりも、システムを変えちゃうというかですね。

○望月盛土対策課長

多分それぞれの事業課が、最終的なまとめを作る中で、こういう視点を持ちながらレポートをまとめてもらうと、まとまりやすいのかなと。

○内藤総務局長

だからそうせざるを得ないというかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

現場に行く時に8人ぐらいでいかなきゃいけない。

○内藤総務局長

うん。場合によってはそういうことになるかもしれないね。各所管法令の人が。

○片山廃棄物リサイクル課長

各所管法令の人が2人行くとか。

○内藤総務局長

ただその、何か懸案事項がある時には、関係者がしっかり集まって協議してみたいなことは、前の検証委員会の提言を受けて県の見解と対応で、あれを出した時にもそういうようなこと言ってるんです。だからやはりそういうのを意識の問題だけじゃなくて、そうやらなくてはいけない。

○望月盛土対策課長

実際に組織的な話なので、ここで議論できないんですが、盛土新法は相当件数というか、審査権限と件数も増えるし、ものすごく権限が与えられてしまう。そうすると、今の盛土対策課20名ではできないので、当然出先に事務所を置くとか、そうすると土木事務所の職員もそんなにいる訳ではないので、一般の行政職とか、あとは健福センターとくっつけるとか、いろいろな議論があると思うんです。そういう時に、例えば、組織混在、例えば森林もいるし、土木もいるし、健福の人もいるとか、そうすれば、一つのことができるじゃないですか。そういうような組織にしましょう、というような提言的なものができるんじゃないかなど。

○内藤総務局長

ありがとうございます。あと2つは福田さんですか。

○杉本砂防課長

これは私ですが、これも、一番最初のポツの方は、前回もお話した内容です。要するに、許可出す時に相手のそういうような業者の適性というか、本当にやれるかどうか、というそういうチェックが必要ではないのか、という意味合いで書いています。あと、先ほど言いましたように中止命令の取り扱いは適切にやったのか、そこがやはり今回の一つの論点かなと思うので書かせてもらいました。

○内藤総務局長

ここはいずれも今回論点っていうことで、上げていきたいと思います。じゃあ、一応、以上で森林法については、確認は終わったということで。

次の次第の2として、次回の予定、清水さんからお知らせをします。

○清水総務局参事

明後日1時15分からということで、よろしいでしょうか。

○杉本砂防課長

順番は土砂法で土採取条例。

○清水総務局参事

ええ。最初は土採取で、あとは廃り課に。

○内藤総務局長

説明をお願いします。金曜日だよね。もうエンドレスなんですか。

○清水総務局参事

いや、そこは状況に応じてということなので。ただ、18日の後は23日の予定いただいているんですが、28日までの間にもう1日挟むとか、そういうのはもうあまり意味がないですよ。まあ、18日で一通り終わらなかったら、場合によっては考える必要もあるのかもしれないですが。

○内藤総務局長

18日は何とかしたいなと思ってますので。はい。

○杉本砂防課長

18日で3つもできるかな、と思って。

○清水総務局参事

まあ確かに午後しかないですし。

○内藤総務局長

三つというか、廃棄物の方は最初の説明、それがまだ終わっていないので。

○杉本砂防課長

ああそうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

仮で説明をさせてもらうので。

○内藤総務局長

実質、意見交換は二つについて、はい。それじゃあよろしいですかね。

○杉本砂防課長

あと前回、何か宿題といたしますか。

○内藤総務局長

ああ、はいはい。

○清水総務局参事

とりあえず、お渡しするだけお渡しを。

○杉本砂防課長

この説明やるとまた時間がかかっちゃうけど、どうしますか。

○清水総務局参事

また次回の時に。

○杉本砂防課長

一応、この前言われた内容のものを、自然現象を対象にしています、という話とか、あとは砂防指定地の指定基準についてということで、今、県としてこういう取組でやっています、というのが分かるように通知文をつけています。

あとは、清水さんの方から、第1条と第4条の逐条砂防を見たいという依頼もあったので、その資料もつけさせてもらっています。

○内藤総務局長

じゃあそれは金曜日に、あれが一通り終わったあとに解説をお願いします。

○杉本砂防課長

そうですね。はい。

○望月盛土対策課長

さっき私がお渡ししたやつの中に、盛土の一体性の考え方、国から示されたガイドラインがあるんですが、盛土の。ちょっと参考になるかも知れないなって。

○杉本砂防課長

盛土の一体性ですか。いろいろな許可、これは一体的に考えていった方がいいよ、という。

○望月盛土対策課長

○清水総務局参事

ああそれで、なるほど。

○福田土地対策課長

そうそう、そういうことなんです。

○内藤総務局長

じゃあもう終わりますか。はい。それでは第4回の委員会はこれにて終了します。

ありがとうございました。